



伝行山の徹然桜（新田）

# 白馬村第4次総合計画

---

## 後期計画



## 白馬村村民憲章 (昭和 54 年 11 月 1 日制定)

わたくしたちは、北アルプスの山なみにいただかれて生きる、白馬村民です。  
白馬岳・姫川に象徴される豊かな自然風土は、わたくしたち白馬村民のいのちです。  
わたくしたちは、村の歴史をとうとび、未来を語り、さらにすばらしい村にする願いをこめて、ここに村民憲章を制定します。

- 一、自然に学び風雪に耐えて 力強く生きましょう
- 一、先祖の遺産を受け継ぎ 地域に根ざした文化を築きましょう
- 一、あたたかい心を育て 明日をつくる喜びをわかちましょう
- 一、美しい山河を守り 住みよい村をつくりましょう
- 一、白馬の土と人を愛し 来訪者をあたたかく迎えましょう

## 白馬村第4次総合計画後期計画の策定にあたって

白馬村第4次総合計画は、「白馬の里にひと集い 暮らし健やか むらごと自然公園」を基本理念に据え、平成18年度からの10カ年を計画期間としてスタートしました。

中間年次を迎えた今、改めて前期5カ年を振り返ってみると、国際的にはリーマンショックに端を発した金融危機が起こり、世界経済に大きな打撃を与えました。その影響は日本経済にも波及し、最近の円高傾向も相まって企業の経営も年々厳しさを増してきており、加えて、雇用情勢も好転する兆しが見えないことから、国内経済はまだまだ厳しい状況が続くものと思われます。

また、国政に目を転ずると、1年ごとに総理大臣が替わるという先例のない事態が続いたこともここ5年間の特徴でありました。

こうした先行き不透明な経済・政治の情勢は、私たちが暮らす地方にも大きな影響を与えており、特に観光産業に依存する本村にとっては、経済動向が観光客の入り込みに与える影響も少なくないことから、早期に景気回復が図られ、元気ある日本が復活することを切に願っております。

一方で、「地方の時代」といわれる昨今、私たちも自ら考え、自ら実践して、自ら問題を解決していく姿勢も求められています。特に、本村にとって「観光の再生」による地域経済の活性化は、村民の英知を結集して取り組んでいかなければならない最重要課題であります。同時に、目前に迫っている高齢化社会への対応、少子化時代に向けた教育のあり方等様々な課題にも対応しつつ、村民が生きがいと誇りを持って生活できる村づくりを進めていかなければなりません。また、この素晴らしい郷土の自然環境を、後世代の人々に守り伝えていくことも、私たちに課せられた大きな責務であります。

こうした、一つひとつの課題を踏まえ、前期計画にも掲げられた「むらごと自然公園」と「村民協働」の基本理念を継承したうえで、第4次総合計画後期計画を策定しました。今後、本計画に示された各施策を、全力を挙げて実行してまいりますので、引き続き村民の皆様のご支援ご協力をお願い申し上げます。

終わりに、本計画策定にあたり慎重なるご審議をいただきました計画審議委員の皆様をはじめ、ご協力いただきました多くの皆様に感謝申し上げます、冒頭のご挨拶といたします。

平成23年3月



白馬村長 太田 紘熙



## 村章紹介

白馬村の頭文字「ハ」と「ク」を図案化し、白馬連峰の山と村民融和を円で、発展する白馬村を表徴している。



塩の道まつり



村花 カタクリ



村木 コブシ



村木 オオヤマザクラ



**白馬村第4次総合計画**  
—後期計画—

# 白馬村第4次総合計画後期計画 ● 目次

白馬村第4次総合計画後期計画の策定にあたって…………… 白馬村長 太田紘熙

## 第1編 序 章

第1章 計画の趣旨……………	6
第2章 計画の構成と期間……………	6
第3章 白馬村の概要……………	7
第1節 村の沿革……………	7
第2節 自然・地理的条件……………	8
第3節 社会的条件……………	9

## 第2編 基本構想

第1章 基本理念……………	14
第2章 10年後の目標……………	16
第1節 村づくりの目標……………	16
第2節 目標指数……………	18
第3章 施策の大綱……………	19
1 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる……………	19
2 快適で安らぎのある生活環境を築く……………	21
3 支えあい健康にくらす地域福祉社会を築く……………	24
4 地域をみつめ自然に学び文化を育む……………	26
5 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く……………	28
6 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる……………	30

## 第3編 基本計画

第1章 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる……………	34
第1節 むらごと自然公園プロジェクト……………	34
1. むらごと自然公園計画……………	34
2. 自然環境保護……………	35
3. 景観形成……………	36
4. 地球環境保全……………	37
第2章 快適で安らぎのある生活環境を築く……………	39
第1節 安心安全な道路整備プロジェクト……………	39
1. 道路整備……………	39
2. 土地利用計画……………	42
第2節 治山治水防災プロジェクト……………	44
1. 治山治水計画……………	44
2. 消防計画……………	46
3. 防災計画……………	48
第3節 安心快適生活プロジェクト……………	50
1. 防犯計画……………	50
2. 交通対策……………	52
3. 上水道……………	54
4. 下水道……………	56
5. 生活環境衛生……………	59
第4節 暮らし支えあいプロジェクト……………	63
1. 地域支えあいネットワーク……………	63
2. 情報通信基盤……………	63

<b>第3章 支えあい健康に暮らす地域福祉社会を築く</b> .....	65
<b>第1節 むらごと健康づくりプロジェクト</b> .....	65
1. 自律的健康づくり .....	65
2. 医療体制 .....	66
<b>第2節 福祉いきいきプロジェクト</b> .....	67
1. 老人福祉 .....	67
2. 障がい者福祉 .....	69
3. 介護保険 .....	71
4. 少子化対策・児童母子福祉 .....	73
<b>第4章 地域をみつめ自然に学び文化を育む</b> .....	75
<b>第1節 地域独自教育プロジェクト</b> .....	75
1. 義務教育 .....	75
2. 魅力ある高校づくり .....	77
3. 地域学習 .....	78
<b>第2節 個性あふれる生涯学習プロジェクト</b> .....	79
1. 生涯教育 .....	79
2. 青少年育成 .....	82
3. 人権・平和教育 .....	83
4. 生涯スポーツ .....	84
<b>第3節 郷土文化伝承プロジェクト</b> .....	86
1. 郷土文化 .....	86
2. 文化財保護 .....	87
<b>第5章 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く</b> .....	90
<b>第1節 アルプスの里観光プロジェクト</b> .....	90
1. 観光産業 .....	90
2. 資源の利活用 .....	96
3. 観光と農林業の連携 .....	98
<b>第2節 元気の出る農業プロジェクト</b> .....	101
1. 農業振興 .....	101
<b>第3節 起業支援プロジェクト</b> .....	102
1. 商工業 .....	102
2. 新たな産業の模索 .....	104
<b>第6章 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる</b> .....	105
<b>第1節 住民参画プロジェクト</b> .....	105
1. 住民参画と協働 .....	105
2. コミュニティ計画 .....	106
3. 男女共同参画社会の実現 .....	107
<b>第2節 無駄を省いた健全行財政プロジェクト</b> .....	108
1. 行政計画 .....	108
2. 広報公聴 .....	110
3. 財政計画 .....	111
4. 市町村合併 .....	115

## 第4編 資料編

白馬村第4次総合計画後期計画案について（諮問） .....	118
白馬村第4次総合計画後期計画案について（答申） .....	119
白馬村計画審議会委員名簿 .....	120





# 第 1 編

## 序 章

## 第1章 計画の趣旨

この計画は、「白馬村第4次総合計画」といい、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、将来の施策の大綱を明らかにするとともに、基本的な行政施策の方針を示し、総合的かつ計画的な行政運営を図ることを目的とします。

## 第2章 計画の構成と期間

### (1) 基本構想

基本構想は、長期的な見通しのもとに村の政策目標としての将来像を掲げ、目標達成のための施策の大綱を明らかにするもので、平成18年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とします。

### (2) 基本計画

後期基本計画は、平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年度とする5カ年計画であり、基本構想に基づいて、現状と課題をとらえ、これを解決するための施策を明らかにします。

### (3) 実施計画

基本計画に掲げる事項を実現するため、事業の具体的計画を、財源見通しを明らかにしながら定めるもので、期間を3年間とし、毎年度ローリング方式により実施し、別冊とします。

## 第3章 白馬村の概要

### 第1節 村の沿革

信州北西部の寒村だった旧神城村、北城村が昭和 31 (1956) 年に合併し白馬村が誕生しました。本村の今日の発展に大きく寄与したものは、登山とスキーであることに異議を挟むものはありません。白馬岳一帯への登山の歴史は古く、昭和 12 (1937) 年頃から、細野 (現八方) の集落で登山家に宿を提供したことから、民宿発祥の地といわれています。

明治後年日本に伝えられたスキーは、大正、昭和にかけて徐々に普及し、大きな変革となったことは、本村誕生と前後して、裏山開発的にスキー場が造られたことでもあります。さらに、高度成長期となった昭和 30 年代後半から 40 年代にかけては、スキーブームが到来したことにより、村内のスキー場は次々と拡張され、大手資本の進出もこれに拍車を掛けるとともに、新たなスキー場も誕生し、本村を一大スキーエリアへと変貌させました。

元来豊かな自然環境を有する本村は、ウインターシーズン以外にも観光客が訪れるようになり、産業形態の主力も、それまでの農業に替わって、観光が主要産業となる観光立村となりました。

いわゆる過疎化により減少を続けていた人口も、観光の発展により昭和 40 年代後半より増加に転じ、ペンションブームの到来とともに都会からの転入者も増え、人口増加による需要や生活環境の変化に対応するため、道路、上下水道などのインフラ整備が進められました。民間においても、押し寄せる観光客に対応するため、次々と民宿、旅館、店舗が建てられ、建設業などの関連産業も潤うこととなりました。

スキーのメッカを自負する本村として、長年の夢であり、念願であった長野オリンピック・パラリンピックが平成 10 (1998) 年に開催されました。本村は、スキー競技 (アルペンスピード系、クロスカンントリー、ジャンプ、コンバインド) の主要会場地として、競技会場整備はもとより、関連道路整備などの大型事業を次々と行い、運営面においてはボランティアによる村民挙げての活躍などにより、天候不順のなかオリンピックを成功に導きました。

平成 17 (2005) 年には、スペシャルオリンピックス冬季世界大会も開催され、クロスカンントリー競技会場地として世界各国から多くのアスリートを迎えました。「オリンピック」と名のつく冬季三大会が本村で開催されたことは、非常に大きな意義があります。

バブル崩壊のあった 1990 年代は、失われた 10 年と呼ばれ、高度成長時代、右肩上がりの経済は終わりを告げました。長引く不況は、レジャーそのものに対する考え方を変え、観光客の大幅な落ち込みにより、本村の観光産業はスタート以来の大きな変換点を迎えました。

近年は社会情勢の変化に加え、交通網や情報通信手段の発達による行政区域を越えた日常生活圏の拡大、住民要望の多様化や地方分権の推進など自治体を取り巻く環境が大きく様変わりしていま

す。近隣自治体との合併を断念し自立の道を歩むこととなった本村では、特色ある自然景観などの財産を活かした、新たな村づくりが望まれています。

## 第2節 自然・地理的条件

### ① 位置・地勢

本村は、長野県の北西部に位置し、周囲 65.5km、南北 16.8km、東西 15.7km の盆地であり、南は佐野坂峠の分水嶺で大町市と、西は北アルプス白馬連峰で富山県に接し、北は小谷村、東は大町市、長野市に隣接しています。

地域の中央部を南北にフォッサマグナが走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成されています。

村の南端佐野坂を水源とする姫川は、村の中央部を縦断して流れ、これに東西山地より流れる支流谷地川、平川、松川、楠川などが合流し、遠く日本海に及んでいます。

西側山岳部は、北アルプス後立山連峰の北の代表格である白馬連峰が急峻な山岳美を見せながら聳え立ち、そこから延びる八方尾根、遠見尾根を代表とする山麓には、良好な地形を利用して日本を代表するロングコースのスキー場が造られています。

一方東側は第三紀層の比較的なだらかな山地で、豊かな造林地帯となっており、県境の山岳地帯を含め全体の 90% が森林・原野で、耕地は村の中心部にわずかに 6 % 程度となっています。

### ② 気象

本村は、日本の屋根といわれる北アルプスを背にして標高 700 m の高地に位置するため、降雪が多く、冬の寒さのきびしい時期もありますが、近年温暖化と思われる暖冬傾向になっています。一方、夏は盆地状の地形から、日中の気温は高くなるものの、朝夕は涼しく過ごしやすく、平均気温は 10℃ 前後、年間の降水量は 1,900 ~ 2,000mm で、年間を通じて晴天は少なめで、冬が長く夏が短いという裏日本型降雪地帯の典型といえます。

しかし、全体的には冷涼な気象と、豊かな自然が相まって、「日本のスイス」といった風土を作り出しています。

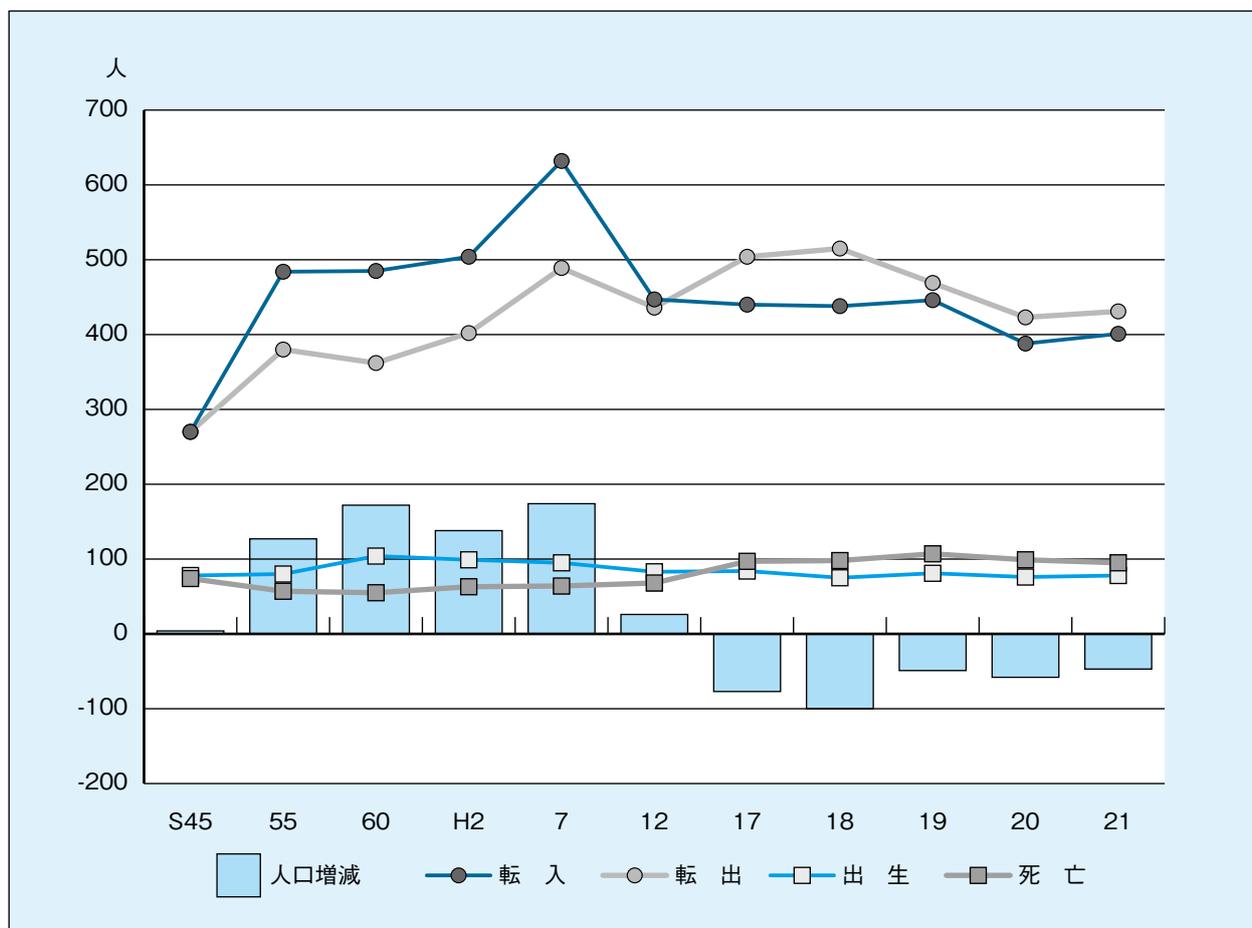
### 第3節 社会的条件

#### ① 人口・世帯

国勢調査の始まった大正9（1919）年の人口は、5,895人です。その後、増加の一途をたどり、昭和22（1947）年には、7,553人となりました。しかし、若年層の都市流出などにもない過疎化傾向が続き、昭和45（1970）年には最も少ない6,300人程度の人口となりました。その後観光産業が発展し、都市部からの転入などにより人口が増加に転じ、また若者のUターン、Iターンにより村に留まるなどの要因から、その後平成17（2005）年まで増加傾向が続きました。

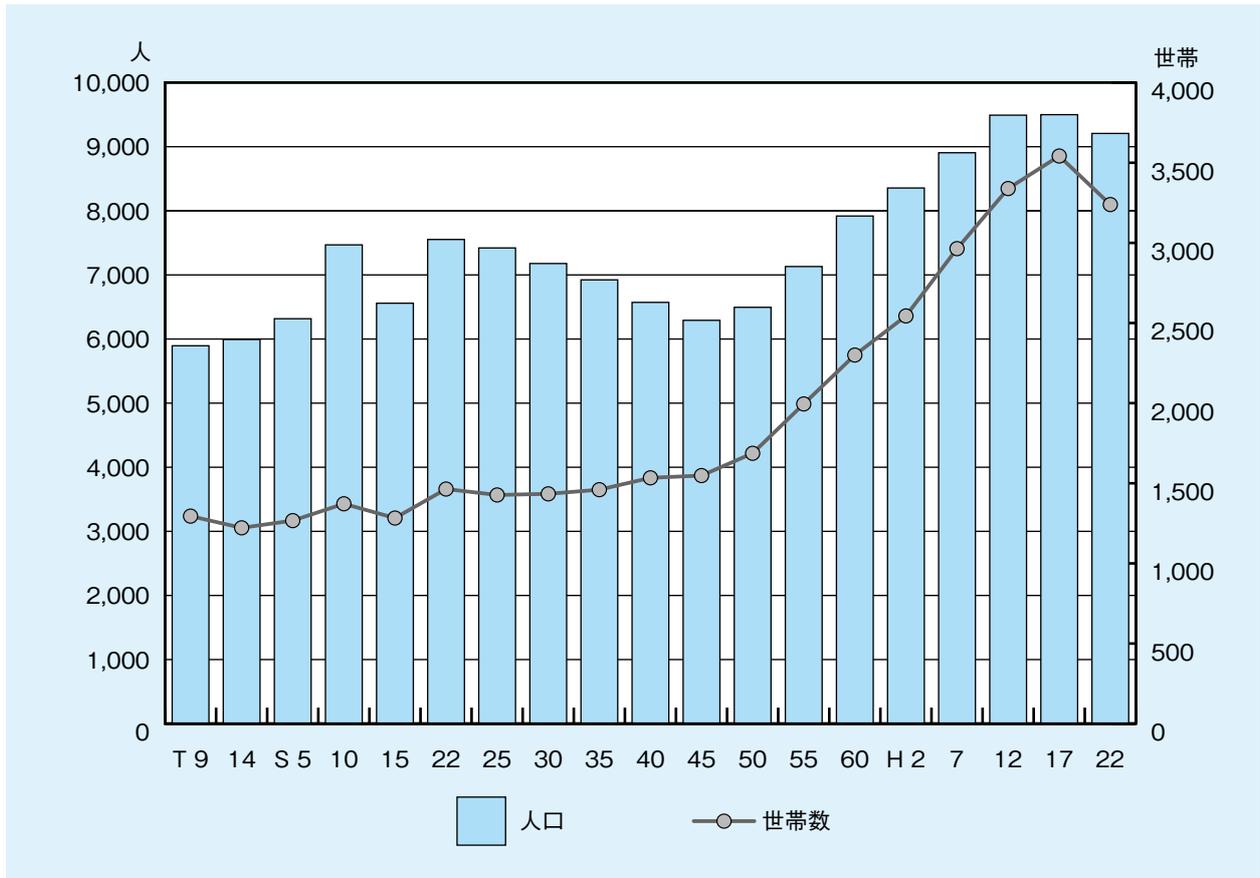
第4次総合計画の中間年次となる平成22（2010）年国勢調査（速報値）では、人口9,207人、世帯数3,239世帯となっており、特に人口は平成17（2005）年を境に減少に転じていることから、今後の少子・高齢化に向け、各種の環境づくりが求められています。

人口動態と人口増減の推移



資料 住民福祉課

### 人口と世帯数の推移



資料：国勢調査

## ② 産業構造

就業者人口は、少子高齢化の影響により平成12（2000）年以降減少してきています。

また、産業別に見てみると、第1次産業は調査ごとに減少し、第2次産業は平成12（2000）年を境に減少、第3次産業は微増の傾向です。今後は、観光産業の低迷などに起因して、第3次産業の就業者人口の数値が大きく変動する可能性があります。

産業別就業人口の推移

(人)

区 分	S45年	50年	55年	60年	H2年	7年	12年	17年
総 数	4,002	3,874	4,059	4,619	4,783	5,267	5,400	5,280
第 1 次 産 業	2,166	1,595	849	786	586	454	416	484
農 業	2,147	1,572	827	770	575	452	408	479
林 業	19	21	22	15	10	1	8	3
漁 業		2		1	1	1		2
第 2 次 産 業	599	658	837	860	896	1,001	1,041	814
鉱 業	7	31	9	62	48	2	54	8
建 設 業	447	467	611	579	663	756	750	576
製 造 業	145	160	217	219	185	243	237	230
第 3 次 産 業	1,235	1,618	2,373	2,966	3,273	3,805	3,940	3,979
卸 小 売 業	317	348	581	724	696	868	890	653
金融・保険・不動産業	28	49	54	74	83	123	95	106
運 輸 ・ 通 信 業	237	271	255	298	162	395	386	306
電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	26	18	27	30	28	21	34	27
サ ー ビ ス 業	547	841	1,364	1,738	2,193	2,266	2,410	2,368
医 療 ・ 福 祉								263
教 育 ・ 学 習 支 援								147
公 務	78	88	92	102	111	132	125	109
分 類 不 能	2	3		7	28	7	3	3
就 業 率 (%)	63.6	59.6	56.9	58.3	57.2	59.0	56.9	55.6

資料 国勢調査





## 第 2 編

# 基本構想

## 第1章 基本理念

この第4次総合計画は、昭和51年の第1次計画をスタートに平成17年度末で終了する第3次計画までの30年間の計画に替わる、次の10年間（平成18〈2006〉年度～平成27〈2015〉年度）の村づくりの指針となるものです。

バブル崩壊後、日本経済は大きな変革期を迎えました。高度成長・経済至上主義に裏打ちされた大量消費時代は終焉し、質の豊かさを求める時代へと変わりつつあります。このような経済情勢とレジャー志向の変化により、村の基幹産業である観光には大きなかけりがみえます。

国及び地方ともに大きな債務を抱えています。自主財源である税収の大幅な落ち込みと、地方交付税の減少などにより、本村も極めて厳しい財政状況にあります。国の強い指導から市町村合併が各地で進みましたが、本村は当面合併せず自立の道を歩むこととなりました。

このように本村を取り巻く環境は大きく変化しています。この変化に対応していくためには、これまでとは異なる村づくりが求められます。今こそ住民一人ひとりが主体的に行動し、力を合わせる必要があります。安心して暮らせる村づくりに向け、新たな一步を踏み出す時です。そのキーワードは「住民と行政との協働」です。

協働とは、地域住民と行政とが一緒になって村づくりに取り組んでいくことです。それぞれの役割と責任を担い合い、お互いの能力を発揮し、連携・協力して課題に取り組むことが協働といわれています。更に、この協働の中核となることは「住民参画」です。住民参画とは、村づくりに住民の声が反映されるよう取り組んでいくことです。

本村は、雄大な北アルプス白馬連峰のもと、たぐいまれな山岳自然環境と、里山をはじめ姫川源流など豊かで美しい自然と景観に恵まれています。本村が豊かな地域社会を築いていくためには、これらを大切に守るとともに、これまで以上に積極的に活かし、その価値を高めていく必要があります。

今後とも進行すると予想される少子・高齢化社会において、子どもから高齢者までが、住み慣れた家庭や地域で、生涯健やかに生き生きと安心して暮らせる地域福祉づくり。あるいは、次代を担う子どもたちの「生きる力」と郷土愛を育むための教育とそのための地域社会の連携も重要です。

本計画では、将来の村づくりの姿を、北アルプス山麓の資源に恵まれた村（むら）であるからこそできる「むらごと自然公園・白馬」を、理念の柱として進めていくこととします。住民が一丸となって村づくりを進めるため、新たに共通の理念を掲げたいと考えるものです。

「むらごと自然公園」とは、村全体をひとつの自然公園と位置づけ、単なる自然環境の保護や観光対策にとどまらず、「むらごと自然公園」としてのライフスタイルを再創造し、更には訪問者との関わりをも見直していこうという考えです。世界に誇る山岳自然環境とその景観を守り、訪れる人々と村民がともにその価値を享受できるよう、農業と観光のみならず他産業との連携も模索し、

まちづくりや生涯学習活動などあらゆる分野と関連性を持った取り組みとして広め、新しい白馬村の発展を目指します。

そして、平和を尊び、人づくりを進め、美しい景観づくりはもとより、基幹産業の元気回復、歴史や文化への理解を深める地域学習、地域の中に眠っている資源の掘り起しなどに取り組みながら、その価値を高めます。その結果として住民の暮らしが豊かになるとともに、理念の共有も進み、お互いの創意工夫が生まれ、福祉・医療・教育のあり方をも見つめ直せるものと考えます。

21世紀社会を迎え、真に豊かな社会を形づくることはこれからの大きな課題です。村民がこの村を誇りに思い、大切にし、活かし、より多くの方々にその素晴らしさを伝えられるよう協働した取り組みができれば、その真の豊かさを獲得できると考えるものです。

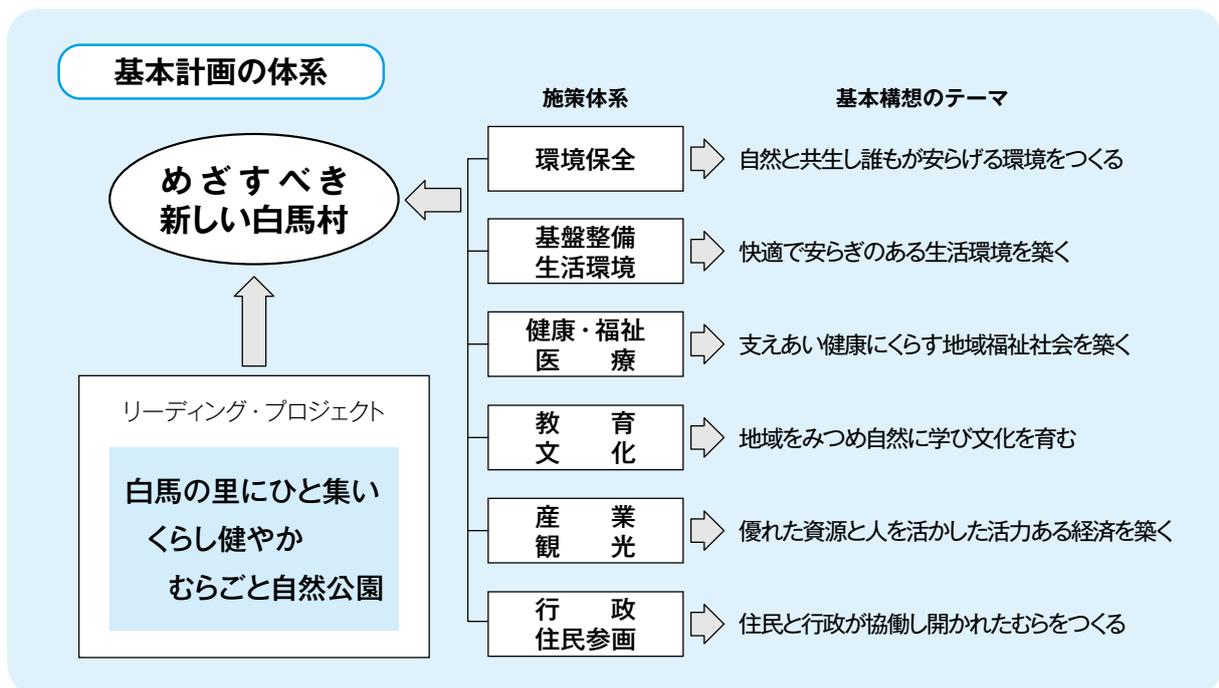
厳しい状況にあっても、観光地としての輝きを失わず、住民一人ひとりが参加する協働の村づくりを目指し、新たな気持ちで次の基本理念＝リーディングプロジェクトを掲げ、本計画を進めるものとします。

白馬の里にひと集い  
くらし健やか むらごと自然公園

## 第2章 10年後の目標

### 第1節 村づくりの目標

リーディングプロジェクトが導く白馬村の将来目標は次に掲げる項目であり、これが取りも直さず今回の計画の大綱となります。



### 「むらごと自然公園」という方針

「天恵<sup>てんけい</sup>の、たぐい<sup>ま</sup>稀な山岳自然環境」を村づくりのよりどころとして積極的に認識

自然公園だから、**人類共通の財産としての自然環境を保全する必要がある**

(研究) (教育・啓蒙) (保全活動の実践)

白馬村全体が自然公園であることから、山岳部だけでなく、麓の生活圏も含め、かけがえのない自然環境を守るため、積極的な取り組みを実践します。

自然公園だから、**高い自然の価値を広く人々と共に享受できる必要がある**

(産業との調和)

自然環境の素晴らしさを、住民だけでなく、来訪者やより多くの人々と共有できるよう、観光産業をはじめボランティアやNPOなどによる受け入れの体制づくりを進めます。

自然公園だから、**この自然環境にふさわしい、美しいまちづくりを進める必要がある**

(意識喚起) (生活分野への広がり)

自然公園の名に恥じない、美しいまちづくりを進めるということは、街並みだけでなく、そこに暮らす人々の生活、ライフスタイルも美しく、来訪者がうらやむコミュニティとなるよう、生活分野も含めた取り組みを進めます。

「むらごと自然公園」の施策の中に、白馬村の将来の方向が示される。

## 基本計画の体系

環境保全	[1] 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる	(1) むらごと自然公園プロジェクト	① むらごと自然公園計画			
			② 自然環境保護			
			③ 景観形成			
			④ 地球環境保全			
基盤整備・生活環境	[2] 快適で安らぎのある生活環境を築く	(1) 安心安全な道路整備プロジェクト	① 道路整備			
			② 土地利用計画			
		(2) 治山治水防災プロジェクト	① 治山治水計画			
			② 消防計画			
			③ 防災計画			
		(3) 安心快適生活プロジェクト	① 防犯計画			
			② 交通対策			
			③ 上水道			
			④ 下水道			
			⑤ 生活環境衛生			
		(4) 暮らし支えあいプロジェクト	① 地域支えあいネットワーク			
			② 情報通信基盤			
健康・福祉・医療	[3] 支えあい健康にくらす地域福祉社会を築く	(1) むらごと健康づくりプロジェクト	① 自律的健康づくり			
			② 医療体制			
		(2) 福祉いきいきプロジェクト	① 老人福祉			
			② 障害者福祉			
			③ 介護保険			
			④ 少子化対策・児童母子福祉			
			教育・文化	[4] 地域をみつめ自然に学び文化を育む	(1) 地域独自教育プロジェクト	① 義務教育
						② 魅力ある高校づくり
③ 地域学習						
(2) 個性あふれる生涯学習プロジェクト	① 生涯教育					
	② 青少年育成					
	③ 人権・平和教育					
	④ 生涯スポーツ					
(3) 郷土文化伝承プロジェクト	① 郷土文化					
	② 文化財保護					
産業・観光	[5] 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く	(1) アルプスの里観光プロジェクト	① 観光産業			
			② 資源の利活用			
			③ 観光と農林業の連携			
		(2) 元気の出る農業プロジェクト	① 農業振興			
			(3) 起業支援プロジェクト	① 商工業		
				② 新たな産業の模索		
行政・住民参画	[6] 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる	(1) 住民参画プロジェクト	① 住民参画と協働			
			② コミュニティ計画			
			③ 男女共同参画社会の実現			
		(2) 無駄を省いた健全行財政プロジェクト	① 行政計画			
			② 広報公聴			
			③ 財政計画			
			④ 市町村合併			

## 第2節 目標指数

本村の人口は、近年の観光産業低迷の影響から、「第3次総合計画」で想定した平成17年度の目標人口10,000人規模には至りませんでした。そして、長野オリンピック以降における社会動態も踏まえ、第4次総合計画では目標年次（平成27年度）の人口を9,000人と設定してスタートしました。

この第4次総合計画の中間年次（平成22年度）における実績人口は9,117人で、ほぼ想定どおりで推移していることから、後期計画における目標年次（平成27年度）の設定人口も9,000人のままとし、引き続き住民の暮らしやすさの追求や子育て世代の流出防止及び定住促進を重点に置きながら、各種施策を推進していくこととします。ただし、次代を担うべき年少者の人口が想定以上に減少していることや、定住外国人数（外国人登録者数）が、ここ数年で大きな伸びを示していることから、こうした事象も考慮に入れつつ、本村の将来像を描いていきます。

世帯数は、高齢者世帯の増加や核家族化の進行に伴い、当初想定に反して増加を示しており、一世帯当たり人員も県平均を上回る減少幅となっています。今後の世帯数の見通しに関しては、子育て環境の整備や高齢者在宅福祉の充実など、家族形態での暮らしを重視する視点の施策に重点に置くこととし、一世帯当たり人員の減少幅を緩やかにすることを目標に、平成27年度（2015年度）の世帯数を3,540世帯に設定します。

区 分	年 度	基準年次 (H17)	中間年次 (H22)		目標年次 (H27)
		実 績	目 標	実 績	目 標
人 口 (対基準年次指数)		9,507 (100.0%)	9,200 (96.8%)	9,117 (95.9%)	9,000 (94.7%)
年 少 人 口 (0～14歳)		1,398	1,350	1,219	1,200
生産年齢人口 (15～64歳)		6,122	5,650	5,779	5,250
老 年 人 口 (65歳以上) (高齢化率)		1,987 (20.9%)	2,200 (23.9%)	2,119 (23.2%)	2,550 (28.3%)
世 帯 数 (対基準年次指数)		3,540 (100.0%)	3,400 (96.0%)	3,620 (102.2%)	3,540 (100.0%)
※参考 外国人登録者数 (4月1日現在)		115	—	332	—

資料：住民基本台帳人口 (各年次4月1日現在)

## 第3章 施策の大綱

### 1 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる

本村は、緑豊かな自然環境の恵みを享受しながら着実に発展してきました。本村の自然環境は貴重な財産であり、このテーマ抜きに私たち村民の未来は語れません。また保護という観点においては、人の手を加えながらの保全も時には必要です。

住民一人ひとりが「むらごと自然公園」という意識を持ち、その実現に努めることが大切です。中でも景観形成は、環境と観光の共通項として重要な施策のひとつです。建築物などの人工物の外観に統一感と調和を持たせるため、地域住民が定めた地域のルールである景観育成住民協定を含め、今後とも規制的施策を進めるとともに、色彩計画など誘導的施策も継続していくことが必要です。

環境問題にも関心を持ち、身の回りの緑化・省エネ生活（エコライフ）への転換が、温室効果ガス削減に努めることになるという自覚を持ちながら、貴重な財産である自然を守り、受け継いでいくことが今を生きる者の責務です。

#### (1) むらごと自然公園プロジェクト

##### ①むらごと自然公園計画

本村は、世界に誇る日本アルプス白馬連峰の麓に広がる村で、その景観は恵まれた自然環境のシンボルであり、大きな観光資源となっています。

村内に広がる緑豊かな農地などと一体となり、私たちの暮らしに潤いを与えてくれることから、本村は、村全体が緑いっぱいの公園と呼ぶことがふさわしく、まさにこの素晴らしい財産を、「むらごと自然公園」として住民が再認識し、いつまでも人と自然が仲良く暮らす村であり続ける取り組みを推進します。

##### ②自然環境保護

天恵の自然環境を有し、それを観光の基盤とする本村にとって、自然環境の保護は、かけがえない財産の保全と言えます。貴重な高山植物や希少動植物とその生育環境を守り、そのための監視と指導、啓発を進めます。

そのための学校教育や社会教育での地域学習を通じ、自然を大切にする意識の醸成を、村民だけではなく観光客へもアピールして進め、行政と住民がそれぞれの責任と役割を果たしながら、美しい自然環境を守ります。

##### ③景観形成

自然環境の保全と双璧をなす景観形成は、人工物も含めた風景の創造であり、その拠りどころと

なる「白馬村環境基本条例」に沿った規制と施策を行うとともに、基幹産業である観光も考慮しながら常に美しいまちづくりを意識し、屋外広告物のコントロール、色彩計画や重点地域指導基準に基づいた建築物・工作物への指導を行います。

また、自主的なまちづくりを行う景観育成住民協定を尊重し、自主的な地域づくりを支援し、豊かな自然の佇まいを遠景に、それと調和したまちづくりを進めます。

#### ④地球環境保全

温室効果ガスの増加による温暖化など、地球環境問題は深刻となっており、地球規模での環境問題がクローズアップされています。これを少しでも解決するためには、個々が環境問題を身近な問題としてとらえ、行政と住民の日常生活を含めた指針である「白馬村地球温暖化対策地域推進計画」に基づく取り組みが重要となります。本村のさわやかな空気と清らかな水、村の静けさなどは、私たちが健康に暮らす上での基本的な条件です。

その基盤である、自然環境を構成する農地や森林、河川が有する水資源の涵養、多様な生物の生息を育む里山など、身近な環境の保全活動を推進します。

住民、環境活動団体などが行う活動を支援し、環境保全活動の環を広げます。

## 2 快適で安らぎのある生活環境を築く

身近な道路・上下水道などのインフラ整備が進むとともに、安心快適生活を送るための施策の推進によって、私たちを取り巻く生活環境は飛躍的に向上しました。しかしながら、今もってごみのポイ捨て、山林・河川への不法投棄など住民モラルも問われています。ごみ処理施設広域化計画を進め、ごみ減量化とリサイクルを促進し、環境美化の施策を推進します。

「まちづくりマスタープラン」に定めた将来像に基づき、自然と共生した土地利用計画を進めるとともに、治山治水事業によって国土保全を図り、消防防災事業など将来に備えた危機管理に努めます。地域高規格道路など将来的な基幹道路整備計画を推進し、住民に向けては、ケーブルテレビなども利用した、情報化時代にふさわしいリアルタイムな情報提供に努めます。

### (1) 安心安全な道路整備プロジェクト

#### ①道路整備

身近な公共施設である道路は、我々の生活に必要不可欠なものであり、今後も引き続き整備していく必要があります。長野冬季オリンピックを契機に行われた国・県道整備により、本村を通過する大型車は激増しました。交通量の増加により問題となりつつある、交通安全対策、道路騒音などの解消を図るため、歩道設置、部分的な道路改良、地域高規格道路の早期実現を働きかけます。また、スキー場をはじめとする観光拠点を結ぶ道路整備は、着工箇所の早期完了を目指すとともに、平川以北の整備について更に検討を進めます。併せて生活道路である地区内村道の改良や舗装も、優先度、緊急度を考慮しながら計画的に進めます。

#### ②土地利用計画

「白馬のまちづくりマスタープラン」に基づき、村内各地の特性を把握し、自然との共生を基本とした土地利用計画を推進します。

都市計画道路については全国的に見直しが重要な課題となっていますが、本村においては、今後予定される地域高規格道路のルート発表に併せて、見直し素案の修正を行います。

### (2) 治山治水防災プロジェクト

#### ①治山治水計画

平成7年7月の梅雨前線豪雨災害、近年国内各地を襲うことが多くなったゲリラ豪雨災害では、治山治水の重要性を改めて痛感させられました。各河川の上流部では、山腹崩壊など土砂の流出が続いており、国、県に対して予防治山・治水事業の実施を働きかけます。併せて整備済み箇所の点検により、老朽化した施設は、親水や景観と調和した二次改良を要望していきます。

#### ②消防計画

昭和60(1985)年より広域消防署が設置されましたが、消防団の役割は消防活動に限らず地域活動においても依然として大きいものがあります。平成18年度に行った消防団改革の成果も踏ま

え、今後も消防団員の資質の向上や、機動力の強化、消防団装備の充実などを進めながら、住民向けの応急手当の普及活動や、地域における自主防災組織を整備するなど、消防・防災体制の強化を図ります。

### ③防災計画

災害はいつ発生するか分かりません。本村は糸魚川―静岡構造線上の地震の空白地帯に位置し、地震がいつ起きても不思議はないといわれています。地震災害をはじめ、風水害や土砂災害等に備えて、住民一人ひとりの防災意識の高揚と、情報伝達体制の整備、自主防災組織の育成など、防災体制の充実・強化に努めるとともに、災害時要援護者支援対策も積極的に推進していきます。

また、過去の災害の教訓を踏まえ、白馬村地域防災計画を逐次見直し、関係機関と連携を密にしながらか一層の体制整備と普及啓発活動を行います。

## (3) 安心快適生活プロジェクト

### ①防犯計画

安全で住みよい地域社会実現を目的とした「白馬村安全なまちづくり条例」に基づき、犯罪のない安全な村を実現させることが大切です。防犯施設の充実や防犯意識の高揚に努めるとともに、関係機関や地域と連携を図ります。

消費者行政では、ネット犯罪や悪徳商法、振り込め詐欺等の被害を未然に防ぐため、正しい知識の広報活動や消費者生活相談指導を進め、犯罪のない地域づくりを目指します。

### ②交通対策

社会生活に欠くことのできない自動車も、身近に起きる交通事故により、当事者にとっては大変悲惨な結果をもたらしています。交通安全施設の充実を更に進めるとともに、気の緩みから飲酒運転にならないよう、学校教育や社会教育を通じ、交通マナーの徹底と安全指導を進めます。

デマンドタクシーや観光シャトルバスの運行を通じ、総合交通体系のあり方や、公共交通網の整備に関わる住民や行政、交通事業者の役割など、基本的な事項の調査・研究を引き続き進めます。

### ③上水道

本村の上水道事業は、全村水道を確立するため第1次・第2次拡張事業により、多大な投資を行いました。近年の観光人口の減少により、給水収益の減少傾向が続き大変厳しい経営状況にあります。人口、観光客数ともに減少に転じている中で、今後は経営の健全化に努め長期計画の中で投資を行うとともに、高効率かつ低コストで安全な水の供給に努めます。

### ④下水道

生活環境整備及び生活環境保護としての下水道に対する住民の期待は大きく、できるだけ早い時期に整備することが望まれています。公共下水道については70%を超える普及率となっていますが、厳しい財政状況から新規工事は休止中のため、早期に未整備地域の解消を進めるために、公共下水道等による集合処理から合併処理浄化槽による個別処理へと整備手法の見直しを進めます。

今後、経営の健全化を図るため、未加入者に対する早期加入を促進するとともに、経営環境の厳

しい農業集落排水事業については、公共下水道との統合も視野に検討を加えます。

#### ⑤生活環境衛生

消費生活の多様化により廃棄物は多様な形で排出されます。本村のごみ処理施設の現状も踏まえ、今後も「ごみ処理広域化基本計画」「ごみ処理施設基本計画」に基づき、大町市・小谷村とともにごみ処理の広域化を推進していきます。

ごみ処理の広域化と資源の有効利用を推進する上でも、ごみの減量と分別によるリサイクルの推進が重要です。そのためごみの分別収集と各種リサイクル法などの徹底と、ごみに対する住民の意識改革を図り、循環型社会の構築を目指します。

水源域にあたる本村は、し尿処理と下水道計画との整合性を図りながら、水質汚濁防止と資質保全に努めます。

### (4) 暮らし支えあいプロジェクト

#### ①地域支えあいネットワーク

少子・高齢化が進み、本村でも高齢世帯が増えています。核家族化や都市化などにより、生活様式も大きく変化しました。このような状況を踏まえ、高齢者や障がい者を地域が見守るネットワークシステムを、地域とともに作り上げることを積極的に推進します。また、引きこもりなどが起きないように、高齢者などの社会参加の場を設ける施策として、世代間交流や文化・スポーツ活動などを促進します。

#### ②情報通信基盤

情報通信技術の著しい発展と普及にともない、情報の取得・活用手段が大きく変化している一方で、情報化の進展についていけない高齢者等には情報格差という新たな問題も生じてきています。本村では、平成22年度から村営のケーブルテレビ事業に着手し、こうした課題に対応するための取り組みを始めました。今後は、ケーブルテレビや高速ブロードバンド網を活かした住民サービスの向上が図られるよう、更なる地域の情報化を推進します。

## 3 支えあい健康にくらす地域福祉社会を築く

住民一人ひとりが、自分の健康を守り、共に支えあい、生涯にわたり健康な生活を送ることができ、いつでも安心して適切な医療が受けられる地域社会を目指します。

地域社会の構成員としてその責任と役割を自覚し、主体的に福祉活動に取り組むことを基本とするとともに、コミュニティ・福祉ボランティア活動を促進することなどにより、住民が安心して子どもを産み、育てられる環境と、子育てに関する学習や交流をサポートする村づくりを推進します。そして、一人ひとりが健康と福祉を考え、参加し、子どもから高齢者まで健康で生きがいを持って生活できる、生き生きと明るく暮らせる村づくりを推進します。

### (1) むらごと健康づくりプロジェクト

#### ①自律的健康づくり

人生80年時代を迎えた今日、心身ともにより健康で、満足した生活を送るためには、長期的な健康づくりへの取り組みが必要です。そのためには、日頃から「より健康な状態を目指して、自らの健康に積極的に関心を持つ」ことが大切であり、住民一人ひとりが自分にあった健康づくりに取り組めるよう、支援していく必要があります。

脳卒中・心臓病・糖尿病の誘引である、高血糖・脂質異常・高血圧状態を重複して持つ人が、本村でも増加傾向にあります。この状態を慢性的に引き起こしている、過食・運動不足・ストレスなどの生活習慣を自ら見直し、長期的な取り組みで健康づくりができるよう、必要な情報提供や健康教室、相談、訪問指導などよりきめ細かな保健予防活動を推進します。

#### ②医療体制

生活圏が拡大し、都市的な生活も可能となりました。しかし、健康で安心して暮らせる地域づくりのためには、万一の医療体制の整備は欠かせません。本村では、大北広域圏内の医療機関との連携により、平日夜間診療体制と祝祭日診療体制の整備を進めてきました。今後は、多様化する医療ニーズに対応するため、白馬小谷地域にはない診療科目の設置を関係機関に働きかけます。また、スキー傷害診療体制については、関係機関に対する支援策を更に検討します。

### (2) 福祉いきいきプロジェクト

#### ①老人福祉

高齢化社会である今、高齢者が住み慣れた場所で安心して暮らせる地域づくりが必要です。そのために、自主的な地域コミュニティ活動や、地域支えあいマップづくりなどの活動を積極的に支援します。

生きがいづくりや高齢者のケアに積極的に係わるNPOなどの活動を支援するとともに、地域包括支援センターを中心に高齢者が自立した日常生活が営めるよう、相談・支援を行います。

また、認知症を正しく理解するための普及・啓発活動も更に推進していきます。

## ②障がい者福祉

国の障がい者施策が大きく変動する中、障害者自立支援法に変わる新たな総合福祉新法の議論が始まっています。国の施策の動向を注視しつつ、障がいを持つ人が安心して地域で暮らせるための施策を充実するとともに、老人福祉を含めた包括的な支援体制を整備します。

## ③介護保険

介護の不安や負担を、社会全体で支え合うための制度として、介護保険はスタートしました。地域包括支援センターを核として、要支援・要介護状態となる前の介護予防事業を充実するとともに、介護支援専門員の資質向上を図り、公正・中立な立場から介護マネジメントを行います。

## ④少子化対策・児童母子福祉

ライフスタイルや結婚観の変化などにより、急激な少子化が進んでいる中、平成 22（2010）年に策定した「白馬村次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づき、母子保健・医療・子育て支援サービス・教育などを含めた総合的な取り組みを進めます。また、各種団体との連携を図り、地域・職域を超えた結婚支援の取り組みを推進します。

## 4 地域をみつめ自然に学び文化を育む

本村では、各種団体が活発に文化・スポーツ活動などを展開しています。これらの各種活動や自然環境教育などに対し、専門的な助言を行える人材が必要となります。

今後の地域づくりのためには、次代を担う児童、生徒から、社会を支える働き盛りの年代、村の発展に尽くし余生を穏やかに送る高齢者まで、様々な年代が好奇心と誇りを持って村を見つめ、日々生活を楽しみ、創造性を発揮できるよう、学校教育、社会教育を通じて人材養成を支援します。

図書館機能の充実、郷土の歴史や自然を学ぶことができる場の提供などにより、歴史と伝統を大切にした社会教育の充実も図ります。

心豊かに文化的でかつスポーツ振興に寄与する地域社会づくり体制を整備します。

### (1) 地域独自教育プロジェクト

#### ①義務教育

少子高齢化、国際化の流れの中で、教育行政も大きく変わろうとしています。こうした中、児童数・生徒数の減少に伴い教育現場の活力や質が低下することのないよう、資質能力の高い教育指導に当たるとともに、家庭や地域との連携により、子どもたちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つ活力に満ちた学校づくりを推進します。

#### ②魅力ある高校づくり

少子化による生徒数減少などにより、県立高校の統廃合が検討されてきました。白馬高等学校は、地域にとってなくてはならない高校です。地域の生徒が率先して進学する魅力と特色ある地域高校として、白馬高校が発展・存続するよう支援します。

#### ③地域学習

今後、ますます多様化、複雑化していく社会で生きていくため、学校教育と社会教育を組み合わせ（学社融合）、地域ならではの体験学習などを通じて、知・徳・体の調和のとれた人間形成と学習支援に取り組みます。

### (2) 個性あふれる生涯学習プロジェクト

#### ①生涯教育

ライフスタイルや価値観の多様化により、住民一人ひとりが自己に合った学習活動に親しみ、生きがいと潤いのある生活を送ろうとする意識がますます高まっています。住民の自発的活動に応えられるよう、その拠点としての公民館活動の充実を図り、多種多様な学習ニーズや自主運営団体への支援などを進めながら、生きがいに満ちた地域社会を形成します。

#### ②青少年育成

核家族化や少子化など、青少年を取り巻く環境は、大きく変化しています。次代を担う子どもたちが、心豊かにたくましく育つよう、家庭・学校・地域が連携し、人間形成を育む取り組みを推進

します。

青少年育成村民会議の事業を推進するとともに、子ども会育成会など相互の連携を図りながら、指導者などを発掘し育成します。

### ③人権・平和教育

私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるため、学校、職場、地域更には家庭において、全ての住民が学習し研修を受講できる体制づくり、情報提供など、人権教育の推進を図ります。

平和教育は、大人としての責任であり、次代を担っていく子どもたちに語り伝えます。

### ④生涯スポーツ

高齢化や余暇の増大、健康志向の高まり、ストレス社会などから、スポーツへの関心がますます高まっています。今後更なる生涯スポーツの推進を図るため「総合型地域スポーツクラブ」の活動に対する支援や指導者の資質向上を図り、住民のニーズに応じたきめ細やかな運動プログラムを展開していきます。

## (3) 郷土文化伝承プロジェクト

### ①郷土文化

本村にはそれぞれの地域（地区）ごとに、多種多様で特色のある生活文化が古くから育まれています。これら伝統ある生活文化を、自然に身につけることができる環境づくりを推進します。

地域に根ざした文化を全村に紹介するなど、住民が参加する機運を醸成し、青少年を含めた後継者育成も積極的に行い、その生活文化を受け継ぐことができるよう支援します。

### ②文化財保護

文化財は、村の文化と歴史を理解するためにはなくてはならないものであり、既指定の文化財・天然記念物などについては、将来に向かい保護・伝承に努めます。

また、住民の意見を取り入れながら、重要な文化的景観や景観風景などの調査・保護に努めるとともに、重要伝統的建造物群保存地区（青鬼）の保存修理、修景事業を推進します。

## 5 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く

本村の基幹産業である観光産業の長期低迷を打開し、観光再興を図ることは急務の状況です。平成17(2005)年に立ち上げた「白馬村観光局」を主体として、本村の豊かな自然環境を活かした誘客事業を更に強力に展開するとともに、広域観光圏における連携強化や海外誘客事業の充実等により、地域経済の活性化を図ります。

また、地域の自然エネルギー資源を活用するための新エネルギービジョンの策定を進めるとともに、オリンピック諸施設の有効活用について再検討を行い、スポーツの振興と観光の発展に役立てます。

### (1) アルプスの里観光プロジェクト

#### ①観光産業

若者を中心としたレジャー志向の変化などから観光産業の低迷が続いており、特にスキー客は100万人を割り込みました。白馬村観光局を中心に、官民が一体となった取り組みを進め、長期滞在型観光やインバウンド事業の推進により観光産業の再生を目指します。

#### ②資源の利活用

本村には優れた環境資源が豊富にあり、これらを住民、企業、行政のそれぞれが、創意と工夫を凝らし、地域資源や新エネルギーとして利活用する取り組みが必要です。

長野冬季オリンピック施設である白馬ジャンプ競技場やクロスカントリー会場のスノーハープを有効活用することは、本村のスポーツ振興と観光の発展に役立つこととなります。特にスノーハープについては、陸上競技場としての施設整備を推進します。

#### ③観光と農林業の連携

本村の農業は従事者の高齢化や後継者不足による農業離れが進み、農地の遊休化が深刻な問題となっています。一方で、田園地帯や森林は、自然景観としても貴重な観光資源であることから、農業・林業と観光産業の連携を図り、経営基盤の安定化と向上を図ることが必要です。そのために、地産地消や特産品の開発を進めるとともに、市民農園制度や農林業体験による土地利用施策を推進します。

また、除伐・間伐など森林整備事業も積極的に取り組み、林業振興や森林保全による景観づくり、野生鳥獣による被害防止対策に取り組みます。

### (2) 元気の出る農業プロジェクト

#### ①農業振興

本村の農業は、農業従事者の高齢化、後継者不足が進行する中、耕作放棄地の増加が深刻な問題となりつつあります。こうした状況を踏まえ、営農支援組織や担い手の育成と支援体制の充実、農地の流動化促進により、遊休農地の解消と農業経営基盤の安定化を目指します。

### (3) 起業支援プロジェクト

#### ①商工業

本村の商業は、スキー客の激減と大型店への消費の偏りなどにより、商店数・販売額とも大幅に減少しています。観光産業の復興を目指し、白馬商工会活動を支援するとともに、特産品開発を推進するなど、商業環境の変化を見極めながら安定した経営基盤の確立、中小店舗の活性化に努めます。また、建設・建築業の受注高の激減が続いている状況の中、他業種への参入を検討する企業を支援します。企業などへの資金支援については、村・県融資制度の周知を図り、その活用を勧めます。

#### ②新たな産業の模索

観光産業や農業経営の厳しい現状を踏まえ、第2次産業を含めた新たな分野での産業振興を図るための調査・研究を進めるとともに、新規参入支援、環境共生型社会実現に向けた産業の振興などを推進します。

## 6 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる

本村では、村づくりの基本理念として「住民協働」を挙げ、各種施策に取り組んできました。そしてこの協働社会を実現するには、様々な課題や対応策を住民と行政が共有し、適切な役割分担のもと取り組んでいくことが重要になります。このため、積極的に情報を公開し情報の共有化を進め、NPOやボランティアなどの主体的な社会活動を支援します。

住民一人ひとりが輝く存在として、差別のないお互いを認めあう人権尊重の村づくりを推進するとともに、男女が性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会づくりを推進します。

住民の視点に立った効率的なサービスを提供するため、分権時代に即した行財政改革を推進し、将来を見据えた広域行政を展開するなど、信頼される開かれた行政の実現を目指します。

### (1) 住民参画プロジェクト

#### ①住民参画と協働

協働による村づくりを推進するため、住民と行政のそれぞれの役割分担を明確にし、住民の自主的な村づくり活動に対する支援や各種制度の普及・啓発に努めます。

そして、特性を生かした地域づくり実現に向け、住民提案制度を確立するとともに、事業の企画から実施に至るまで住民参画を促進し、住民とともに村づくりを行う関係の構築に努めます。

また、あらゆる広報媒体を活用して行政情報の提供に努め、開かれた行政運営を目指します。

#### ②コミュニティ計画

昨今の「組織」より「個」を尊重する住民意識の変化や、都会的生活習慣の浸透によりコミュニティ組織への加入率が低下してきています。

特に行政区にあっては、末端行政を担う重要なコミュニティ組織であるとの認識のもと、組織体制や区域の見直しも視野に入れながら、加入率向上と活性化に取り組みます。

また、近年増加している外国人定住者とも円滑なコミュニケーションが図られるよう、

お互いの生活スタイルや文化、言語等を尊重し、相互理解を深める環境づくりを進めます。

#### ③男女共同参画社会の実現

未だに行政や住民生活の様々な分野で、男性中心の社会・組織となっています。こうした中、平成11(1999)年に施行された男女共同参画社会基本法の理念に基づき、全ての個人が、互いに人権を尊重し、職場・家庭・地域において性別に関係なく、その個性と能力を十分に発揮できる、男女共同参画社会の形成を目指します。

そのため、男女の人権尊重を基本とする教育・啓発活動を積極的に実施するとともに、村づくりの施策・方針決定への女性参画を促進します。

## (2) 無駄を省いた健全行財政プロジェクト

### ①行政計画

住民ニーズが多様化・高度化する中、地方自治の果たす役割は一段と増大しています。そして、事務事業の検証や見直しを弾力的に行い、より機能的で効率的な行政運営を目指します。そのために、現在行っている事業評価制度を更に充実、継続し、次世代の施策への確に反映していきます。

適正な人員配置と、時代や社会の変化に対応できる職員の育成に努めるとともに、住民の参画・協働を推進して、住民自治が具現化された行政運営を目指します。

### ②広報公聴

協働の村づくりの基本となる「情報の提供」、「情報の共有化」を図るためには、広報公聴活動は大変重要です。行政への住民参画を促し、村づくりに対する理解と積極的な協力を得るため、「行政ホームページ」や「広報はくば」、「ケーブルテレビ」などを通じた広報活動を充実するとともに、広く住民が行政情報を享受できるシステムの構築を目指します。

また、行政懇談会などは開催方法等を更に検討し、住民の意見を聴ける機会の創出に努めます。

### ③財政計画

限られた財源を活かしつつ、多様化する住民要望に応えるためにも、将来を見据えた適切な財政計画を立て、事業の重点化や順序化を図りながら、各種施策を推進していきます。

また、目まぐるしく変化する国政の動向も注視しながら、効率的な行財政運営を行うとともに、行政経費の節減合理化に徹します。

自主財源の安定確保のため、村税の徴収率向上を図ります。

### ④市町村合併

本村では、平成 16 (2004) 年に市町村合併を断念し自立の道を選択しました。今後も厳しい行財政運営を強いられる中、国の合併施策にも注視しながら、引き続き市町村合併に関する調査・研究を進め、村民に対し的確な情報提供を行っていきます。





# 第 3 編

## 基本計画

# 第1章 自然と共生し誰もが安らげる環境をつくる

## 第1節 むらごと自然公園プロジェクト

### 1. むらごと自然公園計画

#### 《現状と課題》

本村が有する里山や平地林などの緑は、環境保全、憩いと安らぎの場の提供、優れた自然景観の形成など、様々な機能や役割を有しています。

そして、これらの貴重な資源を守り活かすため、白馬村全体を自然公園として捉え、豊かな自然を大切に保護しつつ、自然に親しむための環境整備を更に進めていかなければなりません。併せて、住民一人ひとりの環境保護意識の向上を促し、訪れる人へのもてなしの心を持って、美しい村づくりに取り組んでいくことが必要不可欠です。

また、住民やNPO等の公益活動団体とも連携し、定期的な維持管理を行いながら有効活用を図ることも重要です。

#### 《施策》

- ① 白馬村を取り巻く雄大な山岳自然環境を人類共有の財産として認識し、それらの保全に努め、後世に受け継ぎます。
- ② 優れた山岳観光資源を人々に普遍的に享受してもらえるための創意工夫と努力を継続します。
- ③ 産業経済のみならず、文化教育の分野でも住民生活に深い関わりを持つ自然環境と郷土の発展のために住民の英知を結集します。
- ④ 天恵の尊い自然環境の中に暮らす住民の心の拠りどころとして「むらごと自然公園」の宣言を行い、環境と調和した個性豊かな村づくりを推進します。
- ⑤ 郷土の自然や文化への理解を深める地域学習を進め、地域の大切なものを引き継ぎ活かすための人材を養成します。

## 2. 自然環境保護

### 《現状と課題》

北アルプス後立山連峰の麓に位置する本村は、3,000 m級の高山が眼前に迫り、急峻な地形が見せる山岳美と里山の原風景が相まって、他には類を見ない優れた自然景観を織り成しています。

また、裏日本型気候と表日本型気候の接点であるこの地域は、白馬連山高山植物帯や八方尾根高山植物帯を生み出し、貴重な高山植物を数多く育んできたほか、平地でも親海湿原や姫川源流をはじめとする貴重な動植物の生息域が各所に散在し、まさに自然の宝庫として今日に至っています。

この素晴らしい環境の中で生育・生息してきた動植物の中には、学術上の希少種も数多く見られることから、本村では「白馬村版レッドデータブック」をとりまとめ、これらの保護・育成に努めていますが、一方で地球温暖化による生態系の変化やマニアによる乱獲の影響も懸念されています。

こうした状況を踏まえ、本村では、平成 11（1999）年 12 月に「白馬村環境基本条例」を制定しました。今後も、21 世紀のキーワードの一つとなる『環境』について、本村の財産である景観の保全・形成とともに、地球環境保全・地球温暖化防止なども含め、実効性ある施策を進めなければなりません。

### 《施 策》

- ① 白馬村環境基本条例に基づき、本村にふさわしい「環境基本計画」策定に向けての調査研究を行います。
- ② 地球規模での環境問題を身近な問題として捉え、地球環境にやさしいライフスタイルを推奨し、環境に負荷の少ない循環型社会づくりを進めます。
- ③ 村の財産である高山植物や希少野生動植物及び湿原などの研究・保護に努めます。
- ④ 希少種などの乱獲と絶滅を防ぐため、更なる監視と指導を行います。
- ⑤ 学校教育、社会教育での地域学習や自然観察会などを通じて、貴重な自然への理解と自然保護意識の高揚に努めます。
- ⑥ 住民参加による環境学習（エコロジー学習）を推進し、意識の高揚を図ります。
- ⑦ 白馬村独自に環境・衛生週間を設定し、地球にやさしい環境づくりについての啓発運動に取り組みます。
- ⑧ 姫川流域を保全し、生態系に配慮した水環境保全に取り組みます。
- ⑨ 「生物多様性基本法」の趣旨を尊重し、生物多様性に関して国・県との情報共有を図り、本村の豊かな生態系や固有種の維持・保全に努めつつ、自然資源の持続可能な利用について研究します。

### 3. 景観形成

#### 《現状と課題》

景観形成に対する住民の意識が定着してきた背景には、平成4（1992）年の長野県景観条例の制定を皮切りに、本村でも要綱などを整備し景観育成重点地域、屋外広告物特別規制地域の指定を受けるとともに、住民・地域の取り組みを後押ししてきました。

景観を阻害する懸念がある建築物は、欧米様式の模倣や、和風様式、住宅メーカーの規格品等様々な様式と色彩が用いられています。加えて企業の利潤追求は一頃、建築物と並ぶ景観阻害要因である屋外広告看板を林立させ、その後多くの看板は撤去できましたが、少ないながらも未だに無許可看板は存在します。建物の形状や色使い、屋外広告看板は、景観に対する住民意識の向上に伴い、更なるコントロールが必要です。

平成5（1993）年の長野県景観条例に定める景観育成重点地域の指定（本村全域）により策定した「白馬村景観形成重点地域指導基準」、平成8（1996）年の「屋外広告物特別規制基準」、平成11（1999）年に策定した、「白馬村まちづくり環境色彩計画」等によって、更なる景観の保全と創出に努めていかなければなりません。

#### 《施策》

- ① 訪れる人を気持ちよく迎えるため、また居住して気持ちのよい村にするために、住民として、地域を美しくするための「まちづくり」を意識して取り組みます。
- ② 環境基本条例、開発指導要綱、景観形成重点地域指導基準などに基づき、建築物・工作物への指導を徹底します。
- ③ 景観育成住民協定を積極的に推進し、締結地区では協定地区委員を中心にした自主的な地域づくりを支援します。
- ④ 屋外広告物の更なるコントロールのため、屋外広告物設置基準に基づく指導を行います。
- ⑤ 公共施設はもとより景観的に目立つ施設や構造物について、まちづくり環境色彩計画に基づいた色使いについて指導を行います。
- ⑥ 電線の裏配線など、幹線道路からの眺望を阻害しない山岳景観に調和した村づくりに向けた方策を研究します。

## 4. 地球環境保全

### 《現状と課題》

現在、地球温暖化、オゾン層の破壊、酸性雨、森林の減少、砂漠化、野生生物の種の減少、海洋汚染、有害廃棄物の越境移動、開発途上国の公害問題の9つが地球環境問題と呼ばれており、これらの影響や原因は国境を越えて相互に関連していることから、国際的な連携・協力による取り組みが求められています。

この中でも、特に地球温暖化については、人類の生存基盤に関わる問題として、早急な対策が必要とされています。地球温暖化防止を目的とした国際的な枠組みとしては、平成4（1992）年5月の気候変動枠組条約と、平成9（1997）年12月の地球温暖化防止京都議定書の2つがあります。

また、平成21（2009）年9月には、国際連合気候変動サミットにおいて鳩山首相（当時）が、日本の温室効果ガスの排出量を平成32（2020）年までに、平成2（1990）年比で25%削減する目標を掲げました。

地球環境問題は、人類誰もが自分自身あるいは家族の将来に関わる問題と受け止めなければなりません。その要因の多くが人間の様々な活動に起因しており、むしろ一人ひとりの日頃の心がけこそ重要であり、省エネ、リサイクルなど日常生活での小さな行動の積み重ねが大切になります。

前述の京都議定書を受け公布された国の「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、すべての地方公共団体に策定が義務付けられた温室効果ガス削減実行計画により、事務・事業を更に推進するとともに、平成21（2009）年10月に策定した住民生活を含めた村の指針である「白馬村地球温暖化対策地域推進計画」を、行政と住民一人ひとりが取り組み、推進していくことが肝要です。

このような地球規模での問題とは別に、地域固有の大切な環境条件としてあげられるのが「水」です。清らかな水の流れは、何物にも代え難い安らぎを与えてくれます。近年では下水道事業の普及や浄化槽の設置などによって家庭・営業施設等からの汚水の流入も減少し、徐々に本来の川に戻りつつあります。こうした取り組みを、更に進めていかなければなりません。

### 《施策》

- ① 自然と共生する「むらごと自然公園」の理念に基づき、里山の整備を進めるとともに、整備に係る団体・組織の活動支援や人材の育成を推進します。
- ② 観光資源でもある田園風景を壊さない農業支援事業に取り組みます。
- ③ 家庭や職場・日常生活での省エネ（エコライフ）を推奨し、具体的なアクションプランの周知徹底を図ります。

- ④ 地球環境問題への意識啓発のため、環境教育を推進するとともに、国・県の施策推進に協力し協調を図ります。
- ⑤ 河川の水質保全意識啓発と、定期的な美化清掃などの保全活動を行います。
- ⑥ 水源涵養の役割を果たし、土砂浸食などの災害を未然に防止している自然林の保全に努めます。



## 第2章 快適で安らぎのある生活環境を築く

### 第1節 安心安全な道路整備プロジェクト

#### 1. 道路整備

##### 《現状と課題》

本村を取り巻く道路事情は、長野自動車道豊科IC、上信越自動車道長野IC、北陸自動車道糸魚川ICの中間点にあり、各インターチェンジからはいずれも1時間程度を要するため、本村を訪れる観光客等には不便を強いています。また、各インターチェンジから本村への幹線道路は、いずれも市街地を通過しているため、渋滞なども多く、高速道路からのよりスムーズなアクセスが望まれています。

本村から長野市方面への幹線（白馬美麻線、長野大町線）は、北陸方面と首都圏を結ぶ主要な流通ルートであり、大型トラックの夜間交通量が多く、交通事故の多発や騒音問題が懸念されるほか、大町市方面への幹線も国道148号1本しかないため、緊急時や災害時の代替ルートの確保が大きな課題となっています。このことから、松本平と新潟県糸魚川市を結ぶ地域高規格道路の早期事業化は村民の悲願でもあります。

一方で、国道148号の村内ルートについては大部分の改良が完了しているものの、一部でカーブ等の線形改良を要する箇所や歩道が未整備の箇所もあり、児童生徒の通学や地域住民の安全を確保するためにもこれらの早期改良が望まれています。また、沿道の宅地化が進んでいる地域では、冬期除雪時の堆雪場所の確保も課題となっています。

国道406号は、地すべり等の地盤が脆弱な地域にあるとともに、嶺方区と村中心部をつなぐ唯一の道路です。また、嶺方区は集落の大半が土砂災害防止法による土砂災害警戒区域に指定されており、災害により国道が寸断された場合には集落が孤立する可能性もあることから、避難ルートとしての道路整備（拡幅・線形改良等）の必要性も増しています。

県道白馬岳線は、白馬大雪渓、白馬岳へ通じる唯一の道路ですが、曲がりくねった狭隘な道路のため、すれ違いなどに支障が生じています。特に山岳道路に慣れていない来訪者の通行が多いため、待避所設置や屈曲部の解消が課題です。

県道千国北城線は、本村と小谷村柵池方面を結ぶルートですが、舗装改良はほぼ完了しているものの、落倉～柵池連絡橋の早期完了と切久保～落倉間の歩道設置が地域住民から望まれています。

村道は、オリンピック時に村中心部の幹線道路の整備は進みましたが、西側エリアのスキー場間を結ぶ道路建設の住民要望も多く出されたことから、平成16年（2004年）に白馬五竜スキー場とHakuba47とを結ぶ神城山麓線（村道2026号線）の建設に着手しました。

その他集落内の村道については、地域住民から改良・舗装等多くの要望が出されるものの、箇所数も多く財政的な制約からもすべての要望に応じきれないのが現状です。

国県道概況

平成 22 年 4 月 1 日現在（単位：km）

種 別	路線名	村内区間	延 長		橋 梁		トンネル	
			総 数	舗装済	個数	延長	個数	延長
国 道	148 号	佐野坂～松 沢	14,854.0	14,854.0	18	666.2	0	0
国 道	406 号	白馬町～白 沢	11,396.4	11,396.4	7	91.2	2	109
県 道	白馬美麻線	飯 森～青具峠	5,820.9	5,820.9	7	208.6	0	0
県 道	白馬岳線	白馬町～猿 倉	10,054.2	10,054.2	10	138.5	0	0
県 道	千国北城線	落 倉～森 上	5,044.3	5,044.3	1	26	0	0

資料：長野県大町建設事務所

村道概況

平成 22 年 4 月 1 日現在（単位：km）

種 別	路線数	延 長			橋 梁		未供用 区間	重用区間	鉄道と の交差
		総 数	舗装部分 (含簡易)	改良済	個数	延長			
総 数	547	329,773	176,612	165,211	118	1,918	10,258	3,708	23
1 級	10	26,849	22,615	21,676	12	349	1,841	732	2
2 級	19	28,733	22,717	21,779	17	467	89	566	6
その他	514	274,191	131,280	121,756	89	1,102	8,328	2,410	15

資料：建設水道課

《施 策》

① 国道

国道 148 号については、歩道整備事業の促進、住宅密集地の除排雪対策として無散水事業の推進、堆雪帯の確保などを強く要望していきます。特に歩道の未設置箇所については、地域住民とともに事業が早期に完成するよう働きかけていきます。

国道 406 号については、防災事業の促進や狭隘な箇所の改良事業の早急な進捗を働きかけます。

② 地域高規格道路

地域高規格道路については、本村にとって望ましい村内ルート案を検討し、長野県へ提案するとともに、近隣市町村や住民と連携を取り合い、早期事業化に向けて働きかけていきます。

③ 主要地方道・一般県道

白馬美麻線は、拡幅未改良の箇所と歩道未設置箇所の解消を、また白馬岳線は、八方

～猿倉間の拡幅整備促進を、地域住民や関係者と連携しそれぞれ働きかけます。また千国北城線は落倉以北の整備を県に協力し早期完成に努めます。

④ 村道

- (a) 神城山麓線（村道 2026 号線）の早期完了を目指すとともに、平川以北の道路建設について検討します。
- (b) 集落内の生活関連道路については、緊急度・優先度を明確にした上で計画的な道路整備を進めます。

⑤ 農免道路の未整備箇所については、今後地域高規格道路の計画と併せ、検討を継続していきます。

⑥ 林道

地域や受益者と連携し維持管理に努め、併せて作業道の整備促進に努めます。

## 2. 土地利用計画

### 《現状と課題》

本村の総面積は後立山連峰の頂までを含むため18,937haに及び、そのうち農地が5.3%、宅地・雑種地が3.6%、山林・原野・その他は91.1%です。また標高1,400m（八方尾根の兎平付近の標高）より高い地域や道路・河川などの一般的土地利用が難しい地域は全体の3分の1を超えます。

白馬村は昭和35（1960）年に都市計画区域の指定を受けましたが、用途区域の指定がない白地地域であり土地利用の規制が緩いため、無秩序な農地の宅地化や周囲の景観に調和しない建築物の増加が問題になっていました。

そこで村では平成10年（1998年）に土地利用対策室を設置し、住民アンケートなどを実施し白馬村の土地利用のあり方について検討を重ね、平成15年（2003年）に概ね20年先までの白馬村の土地利用や都市施設の整備方針を定めた都市計画に関する基本方針「白馬のまちづくりマスタープラン」を策定しました。

また、白馬村の都市計画道路は昭和37年に計画決定されています。しかし、改良率が23.2%と低く、未着手の路線も多いなど整備が進まず、昭和40年以降の土地利用状況の変化やオリンピック関連道路の整備により都市計画道路を取り巻く環境は大きく変化しました。平成18（2006）年に長野県が示した見直し指針により都市計画道路の見直しを行い素案を作成しましたが、地域高規格道路の確定ルートが公表されるにはなお時間がかかることが想定されるため、確定ルートが公表された時点で、再度見直しを行う必要があります。

地目別面積 平成22年4月1日現在（単位：km<sup>2</sup>）

総数	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他
189.37	7.74	2.29	4.33	24.91	28.37	2.45	119.28

資料：税務課

農地の移動状況

(単位：面積＝a)

区分 年度	自作地の有償 所有権の移転		自作地の無償 所有権の移転		賃借権の設定		農業経営基盤強化促進 事業による利用権設定		4条許可		5条許可	
	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積	件数	面積
平成 14	19	242	6	28	5	408	50	1,257	4	14	19	245
15	21	46	1				30	835	2	5	14	230
16	23	173	5	255			421	14,256	4	26	23	121
17	16	126	1		1	62	327	4,867	5	12	12	112
18	10	152					281	5,500	9	55	25	314
19	22	161	5	36	1		99	1,207	6	17	16	161
20	6	123	5	36	1		496	4,508	2	2	12	92
21	12	151	3	12			560	6,009	1	6	14	201

資料：観光農政課

《施 策》

- ① 「白馬のまちづくりマスタープラン」に定めた将来像に基づき、自然との共生を基本とした総合的な土地利用を推進します。
- ② 地域高規格道路の確定ルート公表があり次第、都市計画道路の見直し素案の再検討を行います。
- ③ 農業振興地域整備計画の見直しを行い、優良農地の保全に取り組みます。

## 第2節 治山治水防災プロジェクト

### 1. 治山治水計画

#### 《現状と課題》

本村は、村の中央部を南北に糸魚川－静岡構造線が走る北部フォッサマグナ地帯に属し、これに接しその東側を小谷～中山断層が走っており、この大断層地帯に白馬連峰から流れ出す河川によって扇状地が形成され、融雪及び豪雨による氾濫、崩壊を繰り返してきました。また山沿いの集落、道路などにおいても、小河川の氾濫、地すべり、急傾斜地などによる崩壊が繰り返されてきました。

本村一帯は地質的に脆い部分も多く、平成7年7月の梅雨前線豪雨災害、近年多くなったゲリラ的豪雨の災害では、治山治水の重要性を痛感させられました。鳴沢、犬川、平川、松川、大橋川、姫川など河川施設、砂防施設が整備された河川などはその威力を存分に発揮し、過去のような大きな被害は無く、最小限に食い止めることができています。

しかし、各河川の上流部では山腹崩壊、崩落が多発し土砂流出により、整備が進んだ河川でもいつ昭和30年代へ逆戻りするかわからない状況です。

本村は平成16年度の土石流、平成17年度の急傾斜地と土砂災害防止法による土砂災害警戒区域の指定がなされ、土砂災害の危険区域が明らかにされつつあります。その中では、過去に大きな災害の発生のないと思われる小渓流、急傾斜地も含まれており、その対策も求められています。地すべりによる危険地域の指定、河川の氾濫区域の公表をはじめ、定期的な見直しにより危険な地域を明らかにし、避難体制、災害の発生を抑えるための施設整備を、指定された箇所を中心に更に進める必要があります。

一方、河川施設や砂防施設の整備により河川などの親水性、景観が失われつつあるとともに、姫川では河床低下により、周辺の農地などの流出が危惧されています。松川や姫川上流に見られるような親水性、景観が確保され、かつ災害に強い整備手法が住民の願いとなっていることから、整備済みの河川に親水性などが保たれた二次改良も必要となります。

大雪溪上部では大きな崩落の発生により、尊い命が失われるという悲しい事故が発生しています。登山者の安全対策のため、周辺環境へも配慮した治山治水事業を引き続き推進していく必要があります。

#### 《施 策》

- ① 危険箇所への治山治水事業の導入を、地域住民とともに国、県に対して働きかけ、より安心安全な村となるようにします。
- ② 北股入沢砂防連絡協議会などの検討を経て、ネブカ平周辺での砂防事業の継続を働きかけます。

- ③ 土砂災害の恐れのある区域について、警戒避難体制の整備などのソフト対策を進めます。
- ④ 土砂災害をはじめとする危険箇所のハザードマップを作成し、住民の安全意識の高揚と啓発活動を行います。
- ⑤ 自然環境及び自然景観と調和した治山治水事業を推進します。

## 2. 消防計画

### 《現状と課題》

本村における火災は、不注意などによる失火を要因に発生するケースが大半です。防火対象物は、住宅に限らず、宿泊施設をはじめとする営業施設や、近年増加傾向にある廃屋となった建物など、多岐にわたります。これらの火災を未然に防ぐためには、住民に対する防火意識の普及・啓発や予防活動を一層推進する必要があります。

消防・防災活動は、昭和 60（1985）年に設置された北アルプス広域北部消防署（常備消防機関）と白馬村消防団（非常備消防機関）が防災の第一線に立ち、住民の生命、身体、財産を脅かすあらゆる災害に対処する活動を行っています。

なかでも、消防団の負う責務は、非常時には初期消火や避難誘導、負傷者の救護など、平常時には予防活動や防災意識の普及・啓発など、非常時・平常時を問わず極めて大きなものがあります。しかし、消防団員の確保にあたっては、本来参加を期待する若い世代の考え方や就業形態の変化などにより困難な状況が続いています。今後は、引き続き消防団改革を進めるとともに、消防団員の処遇も改善しながら、消防団の活性化を図ることが必要です。

また、消防団活動に事業所の理解と協力は不可欠であることから、消防団協力事業所表示制度を軸に事業所への働きかけを一層強化し、併せて地域ぐるみで消防団員が活動しや

火災件数・焼失面積損害額

年	総数 (件数)	建 物 (棟数)				山林 (件数)	その他 (件数)	焼 失 面 積		損害額 (千円)
		全焼	半焼	部分焼	計			建物 (㎡)	山林 (ha)	
昭和 45	5	3	1		4	1		603	0.7	11,678
50	2	2			2			235		1,160
55	5	4		1	5			613		87,000
60	5		1	3	4	1		101	0.05	11,383
平成 2	5		1	4	5			74		2,407
7	7	4		3	7	1		671	1.4	58,701
12	1			1	1					320
13	3	1	1		2	1			0.32	13,770
14	5	1	1	3	5			358		33,313
15	4	1	2	2	5		2	419		38,184
16	5	3		2	5			1,575		185,899
17	8	2	1	1	4		4	337		7,342
18	2			1	1		1	2		347
19	3	3			3			271		8,219
20	1	1			1			70		1,544
21	1					1			4.0	0

資料：北アルプス広域消防本部

消防施設概要

各年 4月 1日現在

年	分団数	団員数	消防ポンプ自動車	可搬動力ポンプ	動力ポンプ積載車	消火栓数	防火水槽		
							総数	40m以上	20～40m
昭和 51	10	350	4	19	19	82	40	23	16
55	10	357	4	19	19	121	51	17	34
60	10	357	4	23	23	157	63	28	35
平成 2	10	357	4	24	24	454	61	26	35
7	10	339	3	24	24	476	74	26	48
12	10	295	3	24	24	491	86	47	39
13	10	294	3	24	24	502	87	48	39
14	10	298	3	24	24	504	87	48	39
15	10	300	3	24	24	507	87	48	39
16	10	285	3	24	24	510	87	48	39
17	10	273	3	24	24	573	99	44	55
18	4	250	3	24	24	585	97	42	55
19	4	245	3	20	17	586	97	42	55
20	4	244	3	20	17	587	97	42	55
21	4	247	3	20	17	589	97	42	55

※分団数には本部を含む。

※消火栓数は消防水利の基準に該当しないものを含む。

資料：総務課

すい環境づくりを進める必要があります。

消防団無線は、消防団にとって唯一の情報通信手段です。その免許期限は平成 28 年 5 月となっており、その後はデジタル化への移行が義務付けられています。本計画後期では、消防団無線のデジタル化に向けた基本方針を策定しなければなりません。

《施 策》

- ① 消防団の活性化に向けて、各種訓練・研修の合理化と充実強化を同時に図ります。
- ② 予防消防と自主防火管理の徹底を図るため、毎月 7 日を「防火の日」と定め、防火意識の高揚と各種機器の点検、訓練を行います。
- ③ 消火栓・防火水槽は、既設の水利の有効範囲や水利基準などを点検（現地踏査）し、的確な箇所への設置を指導するとともに、老朽化したものは随時更新します。
- ④ 自然水利は、その場所を周知するとともに、いつでも利用できるように草刈り、しゅんせつなどの手入れを指導します。
- ⑤ 消防団員の処遇改善など魅力ある消防団づくりを推進します。
- ⑥ 消防団協力事業所表示制度への事業所の登録を促進します。
- ⑦ 消防団活動に対する地域住民・事業所の理解と協力を促進します。
- ⑧ 予防広報を通じて、住民に対する防火意識の普及・啓発に努めます。
- ⑨ 消防団無線のデジタル化に向けた基本方針を策定します。

### 3. 防災計画

#### 《現状と課題》

本村では、その地理的条件から発生が予想される水害や土砂災害、雪崩、地震等、様々な災害に備えなければなりません。

雪崩は、昭和 55（1980）年の源太郎水源の被災をはじめ、これまで数件発生しています。また、スキー場においても雪崩が発生した経緯があり、スキー場関係者は、スキー場の安全確保対策の中でも、特に雪崩防止に力をいれています。

水害は、過去には松川と平川において大きな水害が繰り返されてきましたが、昭和 30 年代に砂防事業により護岸が整備された結果、今日は極めて安定しています。平成 7 年度の豪雨災害では、松川と平川が氾濫することはありませんでしたが、その他の中小河川が村内各所で氾濫し、道路や農地などが被災しました。土砂災害もまた、豪雨・融雪と連動して発生する可能性があります。

ここ数年間で国内外において大地震が発生しており、いずれの地域でも甚大な被害が報告されています。糸魚川－静岡構造線断層帯上に位置する本村においても、近い将来にマグニチュード 8.0 規模の大地震が発生する可能性が高い地域であるとの研究成果が発表されているように、大地震発生の危険性が指摘されています。

これらの災害には、住民一人ひとりの自助、地域（近隣）の共助、そして、防災関係機関による公助、それぞれの役割分担を明確にした上で、相互に連携できる防災体制を確立して備えなければなりません。そのためには、住民や事業所、地域、防災関係機関の防災力をそれぞれに高める必要があります。特に、消防機関とともに防災の一翼を担うことが期待される自主防災組織は、25 地区において設置されているので、その組織機能と活動の強化を推進する必要があり、住民の防災意識の向上や応急手当などの知識・技術の普及といった面でも大いに期待されています。

また、近年、全国各地で発生している風水害や土砂災害、地震災害において、被災者に目を向けると、高齢者や障がい者等の避難に時間を要する災害時要援護者の被災が特に目立っています。こうした事態を避けるためには、気象予報・警報、土砂災害警戒情報などの災害情報の伝達体制をあらかじめ整えること、そして、災害時要援護者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を整備することも必要です。

加えて、観光地である本村においては、災害から守るべき対象が村民に限定されません。情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動については、観光客をも含めた体制を地域ぐるみで考え、整えることが必要です。

## 《施 策》

- ① 自主防災組織の活動を支援します。
- ② 防災訓練を通じて、住民の防災意識の向上と防災知識の普及に努めます。
- ③ 白馬村地域防災計画は、長野県地域防災計画との整合を図るとともに、地域特性に応じた見直しを随時行います。
- ④ 情報伝達や避難誘導といった災害時の初動活動の充実と強化、普及に努めます。
- ⑤ 全国瞬時警報システム（J-ALERT）を活用した緊急災害情報の即時伝達を実現するとともに、災害時における通信手段を確実に確保します。
- ⑥ 防災資機材と非常用食料の備蓄を計画的に行います。
- ⑦ 災害時住民支えあいマップの整備・活用を通じて、災害時要援護者支援対策（情報伝達体制と避難支援体制などの整備）を推進します。



## 第3節 安心快適生活プロジェクト

### 1. 防犯計画

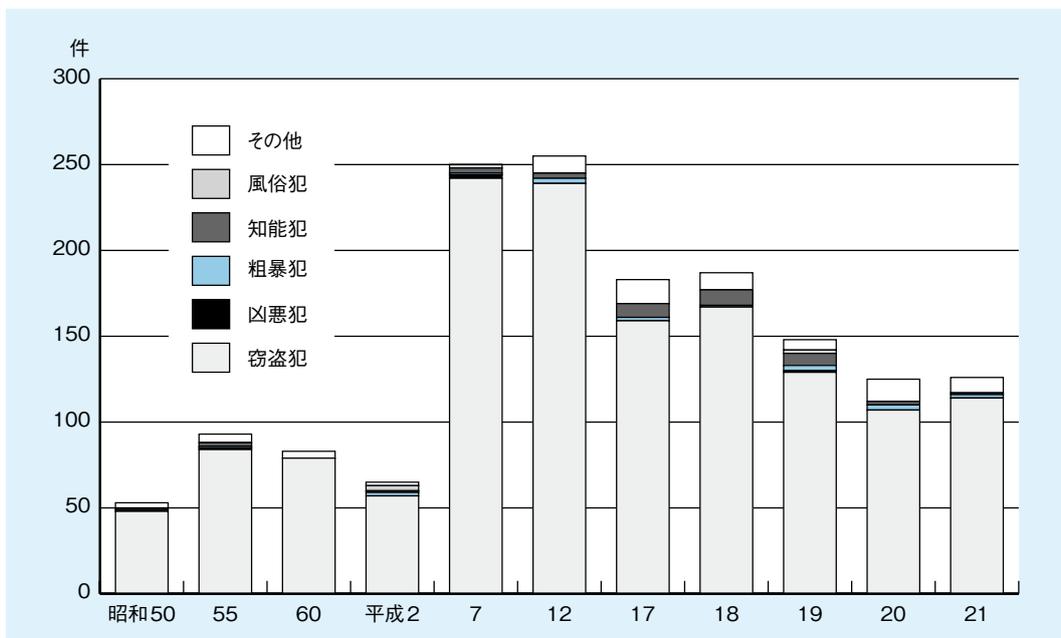
#### 《現状と課題》

本村では、安全で住みよい地域社会の実現を図ることを目的に、平成16(2004)年「白馬村安全なまちづくり条例」を制定し、行政、住民、事業者が一体となった防犯施策を推進してきました。

しかし、核家族化、少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、住民の連帯意識が希薄化し、犯罪に対する意識にもその影響が出るのが懸念されます。平成21年度における本村の犯罪件数は126件で、ピークだった平成16年度に比べて半数以下に減少していますが、犯罪を内訳に見てみると、観光地であるため窃盗犯が約90%を占めています。

また、近年は全国的な傾向と合わせて、本村でも悪徳商法や振り込め詐欺等に対する相談件数も増えてきていることから、消費者教育の充実と適切な情報の提供により、住民自ら正しい知識と的確な判断力を身につけることにより、犯罪の未然防止を図ることが重要となってきています。

刑法犯発生件数の推移



資料：大町警察署

## 《施 策》

- ① 各地区で組織されている防犯協会の活動を活性化し、地域ぐるみで自主的な防犯活動に努めます。
- ② 多様化する犯罪に備えるため、広報活動を積極的に行うことにより、住民の防犯意識の高揚を促し、犯罪の未然防止につなげます。
- ③ 地域の安全を確保するため、各地区が主体的に行う防犯灯設置事業に対する補助制度を継続するとともに、老朽化した防犯灯の更新を進めます。
- ④ 近年増加傾向にある悪徳商法や振り込め詐欺等による被害を防ぐため、その犯罪手法や被害事例の広報活動を充実します。
- ⑤ 県との連携を図りながら消費者生活相談指導を行います。
- ⑥ 関係機関との連携を図りながら犯罪被害者等の支援を行います。

## 2. 交通対策

### 《現状と課題》

平成 21(2009) 年中に本村で発生した交通事故件数は 41 件で、平成 13(2001) 年をピークに年々減少しています。一方で、村内の交通網は、オリンピックを契機に大幅に整備されたことにより、生活圏が松本圏域から長野圏域へと変わり、交通情勢もまた大きく変化しました。特に夜間は、大型車両の通行が増加したことから、交通事故の重大化が懸念されています。

更に、交通弱者である高齢者などの被害防止対策や、全国的に問題視されている飲酒運転も撲滅していかなければなりません。交通安全に対する住民の一層の意識高揚を図るため、交通安全教室をはじめとする安全教育の充実や、交通安全施設等ハード面での整備も計画的に進めていくことが重要です。

近年、地方では利用人口の減少に伴う経営難から、民間バス事業者の路線縮小や廃止が続いており、地域住民の「足」の確保が大きな課題となっています。本村では、平成 20(2008) 年からデマンド型タクシーの試験運行を開始し、これらの課題解消に向けた取り組みを始めましたが、安定的かつ永続的運行が行われるよう、今後更なる利用者の増加を図ることが必要です。

### 《施 策》

#### (1) 交通安全

- ① 街頭活動の強化や交通安全村民大会の継続開催等により、交通安全意識の高揚に努めるとともに、学校、家庭、企業など通じた交通安全教育を更に推進します。
- ② 交通安全協会などの組織を強化し、関係機関を網羅した交通安全組織の体制整備を図ります。
- ③ 交通弱者といわれる高齢者や障がい者、子どもなどに重点を置いた交通安全教室の実施など、交通安全教育の充実を図ります。
- ④ ガードレール・カーブミラー等の交通安全施設について計画的な整備に努めるとともに、既設施設については、交通安全協会や地域住民の協力を得ながら、適切かつ継続的な維持管理が行われるよう、その環境づくりに努めます。
- ⑤ 円滑な除雪作業により、冬期間の交通確保を図ります。

#### (2) 公共交通機関

- ① J R 大糸線（白馬～松本間）について、各関係機関との連携を保ちながら輸送力の強化を働きかけます。
- ② 平成 26 年度、(仮称) 北陸・長野新幹線（長野～金沢間）の営業運転開始を見据え、

J R大糸線南小谷～糸魚川間について、沿線自治体とも協調しながらその存続と輸送力増強について更に強力な運動を展開していきます。

- ③ 現在運行（平成23年度まで試験運行）を行っているデマンドタクシーや観光シャトルバスについて、総合的な交通体系の構築に向け、費用対効果も勘案しながら、引き続き研究していきます。
- ④ 公共交通機関についてその存在意義を再確認し、更なる利用促進に向けて住民の意識向上が図られるような施策を展開します。

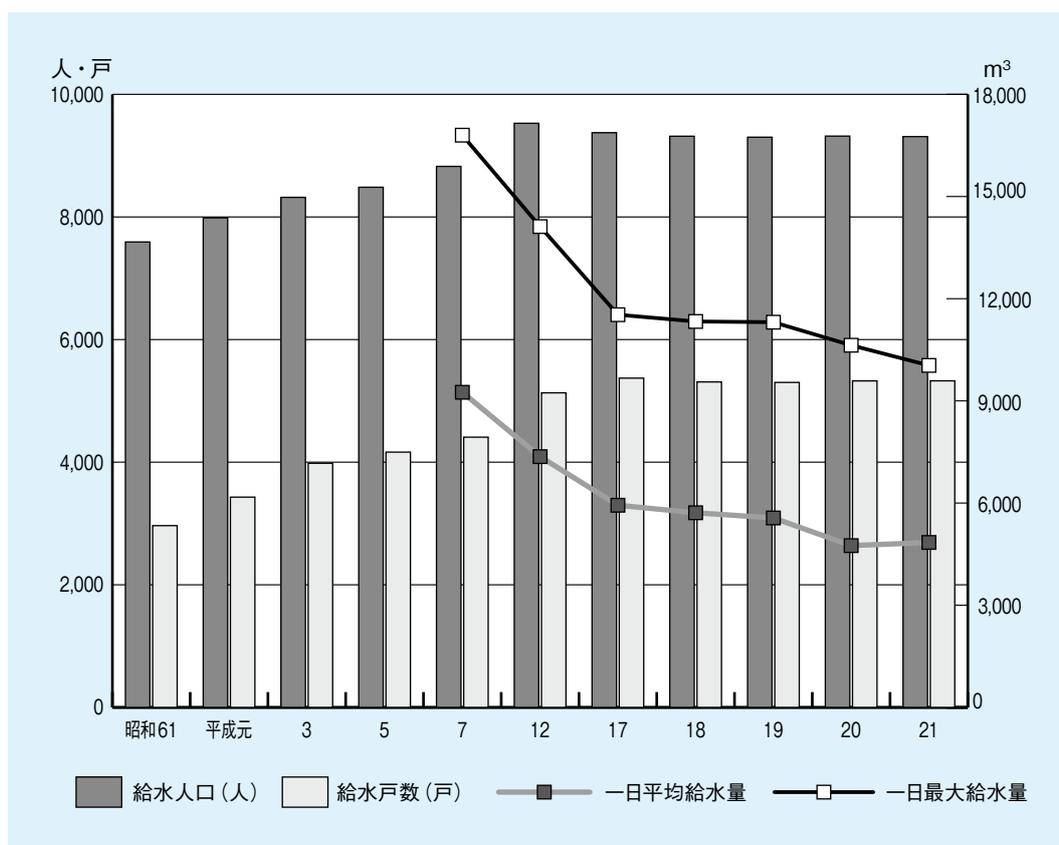
### 3. 上水道

#### 《現状と課題》

本村の上水道事業は、常住人口に対応するだけでなく、増加する観光客に対応するため多大な設備投資を行ってきました。その結果、設備は大きいものの稼働率は30%程度という現状です。

観光人口の減少、節水意識の高まりなどから、給水収益も減少傾向が続くと考えられます。このような中、第2次拡張事業で整備された施設の老朽化が進み、水道設備の大規模更新なども見据え、コスト縮減による効率的な施設整備が課題です。水を更に次世代に継承するにふさわしいものとするため、事業経営の一層の健全化を図り、安全な水の供給に努める必要があります。

給水人口などの推移



資料：建設水道課

## 《施 策》

### (1) 事業経営の健全化

- ① 健全経営を確保するため、事務事業の見直し、合理化による経費節減を図ります。
- ② 中長期的財政計画に基づく計画的な設備投資を行います。
- ③ 配水管の布設替えは、既設管の耐用年を考慮しながら計画的に行うとともに、他事業との連携を密にして共同施工によりコストの低減を図ります。
- ④ 需要者ニーズを踏まえた給水サービスの充実を図ります。
- ⑤ 施設の更新は、効率の低い施設を抜本的に見直し、高効率かつ低コストの水道を再構築します。

### (2) 水の安定供給

- ① 水質管理を徹底し、常に安全で清浄なおいしい水の確保に努めます。
- ② 水道水の安定供給を図るために中央監視装置を活用した情報管理と、迅速な対応に努めます。
- ③ 災害に備えた予防対策としての施設整備及び緊急体制整備に努めます。
- ④ 大規模地震などに備え配水管の布設替えは、耐震管を採用し安定供給に努めます。
- ⑤ 施設の更新にあたっては、配水計画を見直し効率的な施設整備を図ります
- ⑥ 各水源間のネットワーク化により、非常時にも対応できる給水体制を図ります。

### (3) 給水区域の拡張と未普及地域の解消

- ① 小規模で拡張可能な場所においては、個人負担及び道路改良工事などとの共同施工により、工事費の軽減を工夫しつつ、給水区域拡張に努めます。
- ② 未普及地域は地区の要望により、補助事業を導入し解消に努めます。

## 4. 下水道

### 《現状と課題》

下水道は、河川の水質汚濁を防止し、豊かな自然を保全するために大きな役割を果たしています。また住民が便利で快適な生活を享受し、豊かさを実感できる地域づくりを実現する上で欠くことのできない施設です。

本村の下水道整備は、基礎調査を経て昭和63（1988）年に公共下水道計画を策定し、平成元年度に事業着手しました。その後3回の計画変更を加えながら、平成16年度までに437haの事業を完了しましたが、その後は、財政的な制約から当分の間新規事業を休止することとして、現在に至っています。

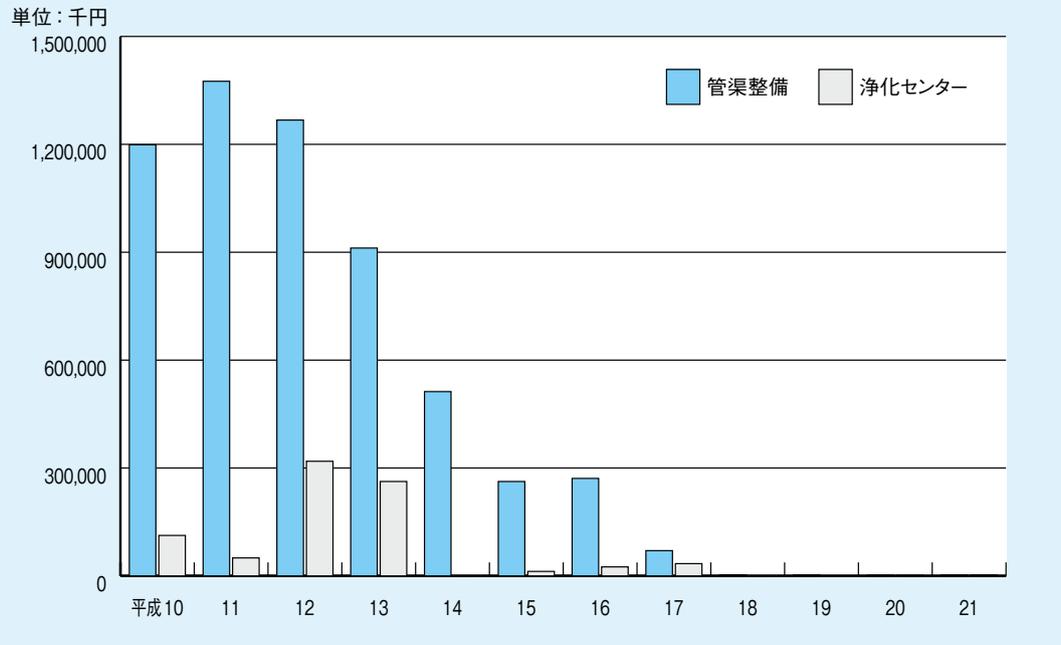
今後は、浄化センターや管渠等の施設も老朽化が進み、施設更新が必要となってきたため、「下水道全体計画」の見直しや「長寿命化計画」の策定も必要となってきました。また、下水道事業特別会計の地方公営企業法適用に向けて、使用料収入で維持管理費が賄えるよう、財政の健全化を図っていくことも急務な状況となっています。

現在は、供用区域での加入率が思うように伸びていないのが実情です。今後も加入促進に力を入れ使用料収入の増加を図るとともに、新たな滞納防止策を講じていくことも必要となっています。

下水道未整備地区は、浄化槽設置補助制度等による整備手法の見直しも必要となってきます。

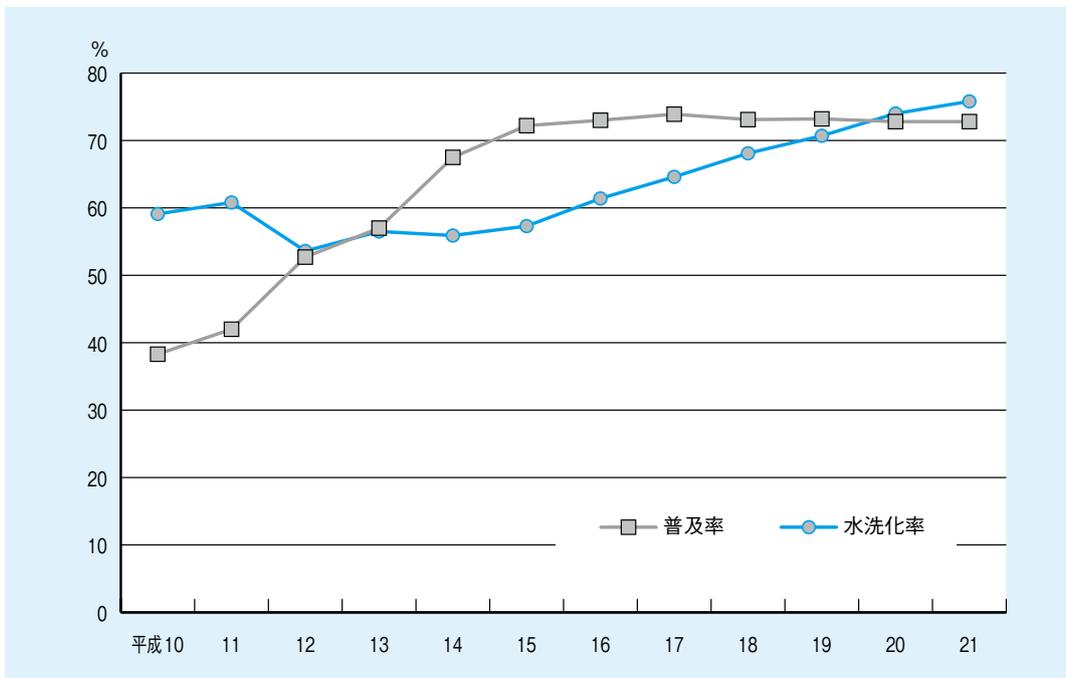
農業集落排水事業では、堀之内・三日市場地区が平成6年度に、野平地区が平成16年度にそれぞれ供用を開始し、順調な接続状況となっています。しかし、東部処理場が16年経過し老朽化が進み改修工事が必要となり、使用料収入も減少し財政が逼迫する中、早急の対応策が必要となりました。

### 公共下水道建設投資額の推移



資料：建設水道課

### 下水道普及率と水洗化率の推移



※普及率：下水道（農業集落排水を含む）が整備されている区域に住んでいる人口の割合。（実際に下水道を利用している割合ではない。）

※水洗化率：下水道（農業集落排水を含む）が整備されている区域に住んでいる人口のうち、実際に下水道を利用している人口の割合。

資料：建設水道課

## 《施 策》

- ① 下水道整備区域内での加入促進を図るため、住民への広報活動や相談体制の強化を図ります。
- ② 下水道未整備地域では、補助制度を活用し合併処理浄化槽設置を推進します。
- ③ 浄化槽の適正な維持管理の徹底を呼びかけると同時に、県と連携し適正管理、施設改善などの指導をします。
- ④ 下水道事業特別会計は、地方公営企業法を適用するための準備を継続します。
- ⑤ 財政の中長期計画を立てるとともに、徹底した経費節減を図りながら健全経営に努めます。
- ⑥ 下水道料金の滞納防止策を講じていきます。
- ⑦ 農業集落排水東部処理地区の公共下水道事業との統合について検討します。
- ⑧ 下水道更新計画及び長寿命化計画を策定し効率的な施設の更新事業を行います。

## 5. 生活環境衛生

### 《現状と課題》

消費生活の変化と、人口動態、観光客の入り込み状況などに伴い、ごみの排出量は平成12年度をピークに減少傾向にあります。これらの廃棄物は、各地区集積場からの収集及び清掃センターへの直接搬入により、白馬・小谷2村で構成する白馬山麓環境施設組合の施設（清掃センター：処理能力1日30t）に運ばれ、適正な処理が行われています。

平成21年度における本村のごみの量は、観光客の排出分も含め4,411tで住民一人当たり年間482kg（1日1,320g）排出している計算になります。

発生したごみのうち、焼却ごみ・不燃ごみを処理する白馬山麓清掃センターは昭和60年度から稼働し、稼働から25年を経過する現在、整備補修に要する費用の増加に加え、処理能力も当初の約半分に低下しています。

そのような状況を踏まえ、北アルプス広域連合を中心にごみ処理の広域化計画について平成15年度に「ごみ処理広域化基本構想」を策定し、将来の循環型社会の構築を前提とした、排出抑制、資源化、収集・運搬、中間処理、最終処分方法などの方向性をまとめ、平成16年度には「ごみ処理広域化基本計画」を、平成18年度には「ごみ処理施設基本計画」を策定し、広域化に向けた事業が推進されてきました。基本計画をもとに進められた飯森地籍への施設建設計画は断念することになりましたが、改めて基本計画の一部見直しと候補地選定を行う委員会が広域連合に設置され、ごみ処理広域化に向けた検討が行われました。今後はその結果に基づき、本村はごみ処理広域化を引き続き推進します。

地球規模で取り組まなければならない温暖化防止策、限られた資源の有効利用などのためには、ごみの減量化、資源ごみのリサイクルをより一層進めることが重要であり、その一環として家庭用生ごみ処理機設置、生ごみ堆肥化基材購入に対する補助金の交付、小中学校・保育園の給食生ごみの堆肥化を行い焼却ごみの減量に努めてきました。また平成11（1999）年9月からは、容器包装リサイクル法によるごみの分別収集を始め、平成13（2001）年4月から家電リサイクル法によるテレビ・洗濯機・エアコン・冷蔵庫・冷凍庫・衣類乾燥機（平成21年4月追加品目）の適正な処理と資源の有効利用を図り、平成15（2003）年10月からは、「資源有効利用促進法」に基づいた家庭用パソコンリサイクル、平成16（2004）年10月から二輪車（オートバイ）リサイクルシステムの業界自主取り組み、平成17（2005）年1月からの自動車リサイクル法など、様々な品目のリサイクル化が図られてきています。

資源の有効利用を目的とした資源ごみへの対応は、住民の分別収集に対する理解が徹底されつつありますが、更に住民意識を高め資源循環型社会の構築を図る必要があります。一方、廃棄物の不法処理は、村内でも不法投棄や野焼きなどの事例が見られます。不法処理による環境汚染を未然に防止するとともに、美しく快適な生活環境と公衆衛生の向上に

努め、こころ安らぐ快適な村づくりを目指します。

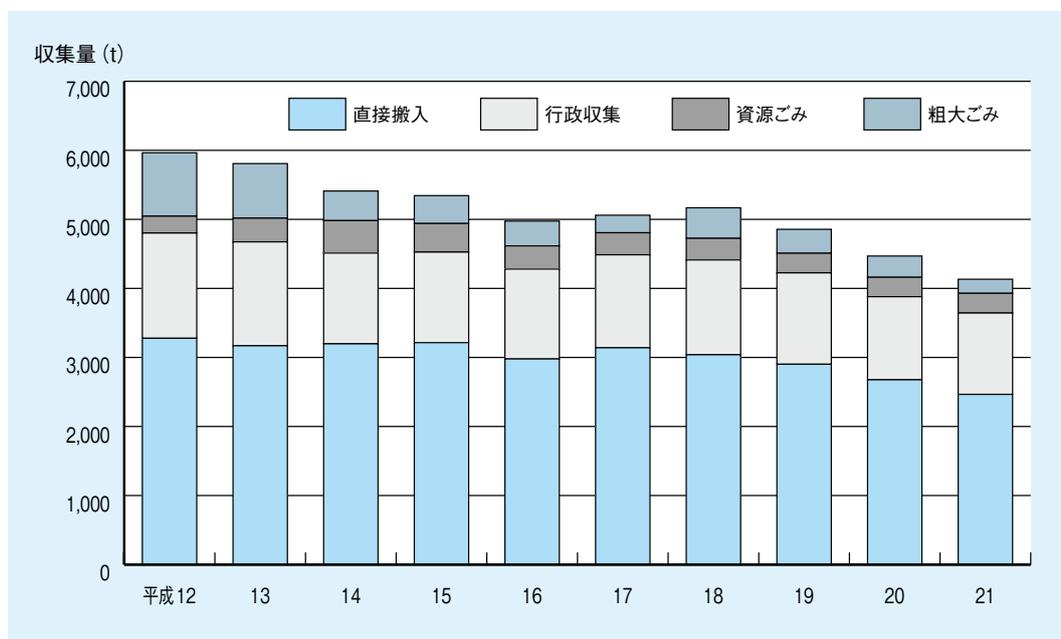
し尿処理は、平成6（1994）年3月に完成した白馬山麓環境施設組合の処理施設「クリーンコスモ」の1日の処理可能能力が、45kℓ（し尿26kℓ・浄化槽汚泥19kℓ）となっています。

現在は、公共下水道・農業集落排水への接続、下水道処理区域外等の施設に対する合併処理浄化槽設置に対する補助が行われ、処理量は減少傾向にあります。今後は供用開始区域内施設の下水道接続の促進を強化するとともに、水質汚濁対策の必要性を住民に呼びかける必要があります。浄化槽施設は適正な維持管理が必要であり、これを怠ると河川の水質汚濁につながる重大な問題となります。ほとんどの河川は、最終的には姫川に流れ込んでおり、水源域にあたる本村が水質を保全する責任は重大です。

本村では都市部に見られる産業公害はありません。本村通地籍に平成13年度に全農とJA大北が建設し、平成14年度から業務を開始したSPF（特定病原菌不在）豚農場施設からの悪臭問題は、県と村、事業者、地域住民の代表による「はくばSPF豚畜産環境対策協議会」において、毎年臭気調査や臭気対策についての検証を行ってきています。

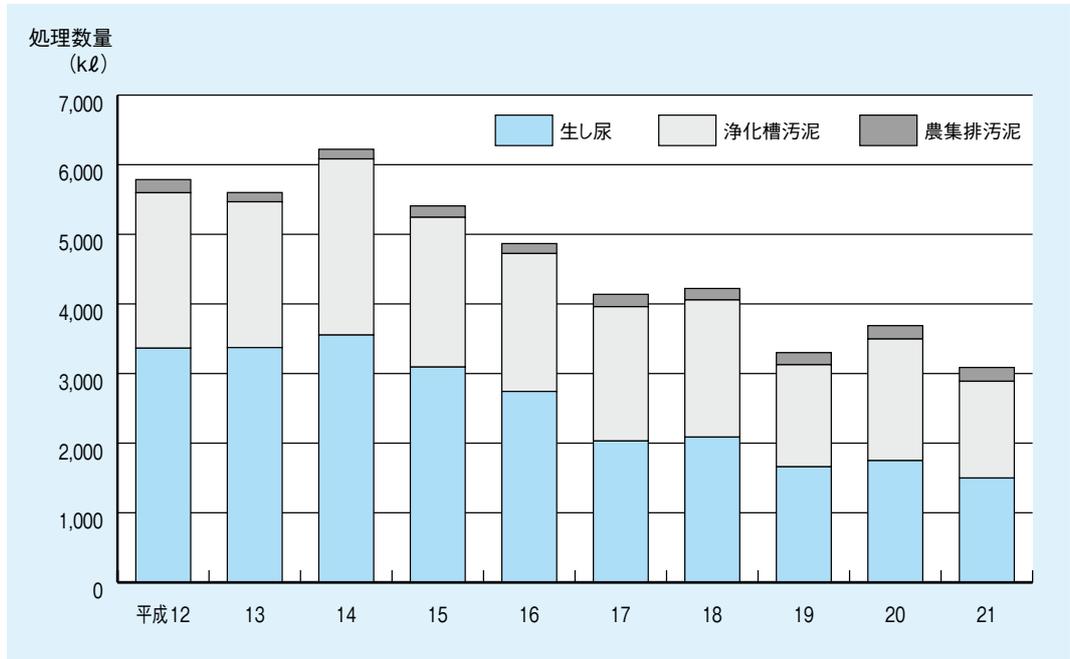
この恵まれた環境を汚すことなく、子孫に引き継いでいくことが重要です。

年度別ごみ処理状況



資料：環境課

年度別し尿処理状況



資料：環境課

## 《施 策》

### (1) ごみ関係

- ① 4R<sup>※1</sup>を推進し廃棄物の発生、排出を更に抑制して、廃棄物の減量化を推進します。
- ② 「白馬村をきれいにする条例」に基づき、不法投棄防止、空き缶等の投げ捨て防止、自動車などの放置防止の徹底を継続します。
- ③ 不法投棄監視パトロールを継続し、不法投棄と野焼き等の防止を図ります。
- ④ 「ごみ処理広域化基本計画」、「ごみ処理施設基本計画」に基づき、広域連合とともに、白馬村・大町市・小谷村の3市村のごみ処理広域化を推進します。
- ⑤ 生ごみの堆肥化・減量化など、焼却以外の方法について補助制度による普及を図るとともに、更なる有効手段について研究します。

※1 ごみを減らすための4つのキーワード。**R**efuse（リフューズ：不要な物を買わない）、**R**educe（リデュース：マイバッグの持参、簡易包装商品の購入など、ごみを出さない工夫をする）、**R**euse（リユース：繰り返し使う）、**R**ecycle（資源の再生処理による再利用）

### (2) リサイクル

- ① 容器包装リサイクル法・家電リサイクル法・パソコンリサイクル・二輪車リサイクル・自動車リサイクル法などの制度の徹底を図ります。

**(3) 環境美化**

- ① 住民参加による花づくり運動などの環境美化活動を推進し、地域の美しい景観づくりに対する住民意識の高揚を図ります。
- ② 廃屋対策としての撤去補助事業を継続するとともに、新たな廃屋の発生抑制など調査研究を行います。

**(4) 公害対策**

- ① 悪臭について監視、巡視、相談の充実を図ります。また、SPF豚農場の臭気対策については事業者と連携して改善に努めます。

## 第4節 暮らし支えあいプロジェクト

### 1. 地域支えあいネットワーク

#### 《現状と課題》

少子・高齢化の進行や子ども世代が村外で居住するなどにより、独り暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加する一方で、脳血管疾患などにより要介護状態になる高齢者や認知症により生活全般が困難となる高齢者が増え、特に災害などの緊急時に支援を必要とする方が地域に多数生活しています。

また、世帯構成や生活環境の変化などから価値観や生活意識が多様化し、家族間や地域での相互扶助の希薄化が懸念されます。

急病や万が一の災害等に備えて日頃から、閉じこもりを予防し、住み慣れた地域とのつながりの中で、助けあい・支えあいの関係をつくり、お互いに見守りあえる地域づくりが必要となっています。

#### 《施策》

- ① 高齢者の日常的な社会参加や地域活動を促進するとともに、世代間交流や文化活動、スポーツ活動等の促進に努めます。
- ② 高齢者世帯や障がい者世帯、災害時等に支援が必要な世帯等を地域で見守る地域ネットワークづくりや、地区が取り組む地域支えあいマップづくりを支援します。

### 2. 情報通信基盤

#### 《現状と課題》

パソコンやインターネット、携帯電話などの情報通信技術の著しい発展と普及は、住民の生活環境面においても大きな変化をもたらしています。これにより、家庭生活における情報化は高度化・多様化してきており、行政に対しても、より安全で便利な社会の実現が期待されるなど、住民の利便性向上及び地域産業の振興のためにも、高度情報化は不可欠なものに位置付けられています。

小中学校においてもパソコンの整備が進み、また、公民館事業などでもパソコン教室を開設するなど、情報化社会に対応するよう施策を展開してきました。また、本村のホームページを平成14（2002）年6月に開設し、村の情報提供や観光客へのイメージアップに活用しています。

ブロードバンド環境も、平成22（2010）年に神城地域の高速ブロードバンド整備が行

われたことで全村的に環境が整い、ようやく近隣市村と情報格差や社会的格差が解消され、本村で誰もが高速ブロードバンドの恩恵を享受できるようになりました。

しかしながら、一方では、情報化の進展についていけないお年寄りなども多く見られることから、情報教育の充実や使いやすい情報機器の提供及び多様な媒体の活用による情報の提供などでサポートしていくことが課題となっています。

そこで、本村では村営のケーブルテレビ事業（ケーブルテレビ白馬）を導入することによりこれらの課題を解決するため、平成 23（2011）年 4 月の開局に向けて取り組んでいます。

開局後は、自主放送チャンネル及び自主放送データ放送を活用し、村内の出来事やイベント情報はもちろん、非常時の緊急情報など、あらゆるニーズに対応した様々な情報を発信していくことが求められます。

## 《施 策》

- ① ケーブルテレビ白馬の普及促進を図ります。
- ② 白馬村の各種行政情報について、行政公式ホームページ及びケーブルテレビ白馬により随時提供します。
- ③ ながの電子申請サービスの利用促進を図ります。
- ④ 情報通信技術の向上に伴い、個人情報の情報管理と強固なセキュリティ確保を図ります。
- ⑤ 通信インフラ整備のあり方、村内間をつなぐネットワークのあり方及び有効なシステムについて更に研究を進めます。



## 第3章 支えあい健康に暮らす地域福祉社会を築く

### 第1節 むらごと健康づくりプロジェクト

#### 1. 自律的健康づくり

##### 《現状と課題》

少子・高齢化が急速に進む中、人生を心身ともに健やかに過ごすには、一人ひとりが健康に対する意識を高め、自己管理をしていくことが重要になります。

本村の死亡原因や要介護状態を招く疾患の原因の多くは、がん・脳卒中・心臓病などの生活習慣病が占めており、それに伴う医療費も増大しています。また、健康診断においても、過食・運動不足・喫煙などの生活習慣の積み重ねによる、高血糖・脂質異常・高血圧といった動脈硬化のリスクが高い状況が増え、これらのリスクを併せ持ったメタボリックシンドローム該当者が約1割に見られます。

これらの現状を踏まえ、白馬村では、栄養・食生活・身体活動・運動、生活習慣病など8つの分野に視点をおいた、白馬村健康増進計画「元気プラン 健やか白馬21」を策定しました。未来を担う子どもの育ちを支えること、自分自身の生活習慣を見直すことを中心に据えた健康づくりの取り組みにより、住民が元気で健やかに暮らすことができる村を目指しています。この計画に基づいた事業を推進することにより、住民の健康増進を図ることが必要です。

##### 《施策》

- ① 白馬村健康増進計画に基づき、総合的な健康施策推進を図ります。
- ② 健康情報を積極的に発信し、住民自らの健康づくりに対する意識を高めます。
- ③ 健康診断により住民が自らの健康状態を把握するとともに、生活習慣を改善できるよう支援します。
- ④ 生活習慣病予防・健康づくりに関する学習会を通し、保健予防の推進、健康づくり支援者の育成に努めます。
- ⑤ 地域コミュニティを活用した健康づくりの場を積極的に設けるとともに、健康増進を目的とした関係機関と連携し、地域ぐるみの健康づくりを目指します。

## 2. 医療体制

### 《現状と課題》

健康で安心して暮らせる地域づくりの中で欠かせないことは、万一の場合の医療体制です。現在緊急医療体制は、大北医師会の協力による内科・外科の在宅当番医制と小児科・内科の平日夜間急病センターなどの初期救急医療体制、大北広域圏内の病院群輪番制による二次救急医療により対応しています。歯科医療についても、大北歯科医師会の協力により祝祭日診療を当番医制により対応しています。

また、白馬小谷地域にはない診療科目の設置を、積極的に関係機関に働きかけることが必要となっています。

更に、冬季医療体制としてスキー傷害診療に係る体制確立のため、関係機関を支援する必要があります。

### 《施 策》

- ① 住民が安心して医療が受けられるよう、医療機関の連携を図り地域医療体制の充実に努めます。
- ② 関係医療機関などに対して白馬小谷地域にない診療科目の設置を働きかけます。
- ③ スキー傷害診療に係る体制の支援に努めます。

## 第2節 福祉いきいきプロジェクト

### 1. 老人福祉

#### 《現状と課題》

我が国の高齢化の進行が加速する中、白馬村でも高齢化率が20%を超えました。いわゆる団塊の世代が後期高齢世代になるのもそう遠くない日となります。

観光産業の低迷により、若い世代が白馬村を離れるケースが多くなり、単に後期高齢者人口が増えるというだけでなく、高齢者世帯が増加するという重大な局面を迎えることとなります。

その結果として、家庭において老々介護の状況となることや認知症をきっかけに要介護状態となる傾向が増加し、家族介護者が介護することに対する身体的・精神的な負担を感じていることから、介護保険法と関連した総合的な老人福祉施策が必要となります。

また、近年、高齢者に対する虐待が増加していることから、平成18年4月に高齢者虐待防止法が施行されました。長期にわたる家族介護の負担増大などから、気づかないうちに高齢者の体や心を傷つけてしまうこともあります。高齢者虐待は、決して特別な人や環境によってのみ起こるものではありません。介護の大変さや認知症に対する社会の理解を深め、住民一人ひとりが身近な問題として関心を持ち、福祉・保健サービスなどを利用して、高齢者と介護者を支えることにより、虐待の防止と早期発見に努める必要があります。

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある自立した生活を営むことができるよう、住民と行政との協働及び関係機関との連携を図りながら、今どんな老人福祉サービスを住民は必要としているか、応益負担は公平か、国県の制度には何があり何が適当であるかなど、問題点を洗い直し、施策を構築していく必要があります。

高齢化率の推移

単位：%

年度	平成2	7	12	17	18	19	20	21	22
白馬村	14.1	16.6	18.1	20.9	21.6	22.0	22.3	22.9	23.3
北アルプス広域	16.8	20.2	23.0	25.7	26.3	27.0	27.6	28.4	28.9
長野県	16.1	19.0	21.4	23.8	24.3	24.9	25.5	26.1	26.4
全国平均	12.0	14.5	17.3	20.1	20.8	21.5	22.1	22.7	23.1

資料：毎月人口異動調査（4/1現在）

## 《施 策》

- ① 地域が自主的に行う独り暮らし老人世帯や高齢者世帯を地域で見守るネットワークづくりを積極的に支援します。
- ② 自主的な地域コミュニティ活動による健康教室など的高齢者生きがいづくり、健康づくり事業を国県の制度を利用して支援します。
- ③ 高齢者の生きがいづくりのため、文化、伝統、産業などの分野で高齢者の知恵と経験を生かす場づくりに努めます。
- ④ 高齢者の生きがいづくりなど高齢者ケアに関するNPOの結成などについて積極的に支援します。
- ⑤ 地域包括支援センターを中心に、高齢者が自立した日常生活が営めるよう、介護や福祉の専門的な相談窓口として、高齢者やその家族の相談・支援を行います。
- ⑥ 認知症を正しく理解するための普及・啓発を推進します。
- ⑦ 高齢者虐待を未然に防止するために関係機関との連携を図るとともに、啓発を推進します。
- ⑧ 村内の既存施設などを高齢者の生きがいづくりや健康づくりの場として有効利用するよう努めます。



## 2. 障がい者福祉

### 《現状と課題》

障がい者に対しては、平成 18 年度より施行された障害者自立支援法に基づき、身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず障がい者自身が必要なサービスを自ら選択し、地域での自立した生活を実現できるように施設・事業の再編が行われてきました。

しかしながら、度重なる法改正による制度の複雑化、また利用者から強い不満のあった応益負担の問題など、障害者自立支援法に対する批判は年々高まり、平成 21（2009）年の政権交代により自立支援法の廃止と障がい者の総合的な支援を規定した新法の制定へ向けた動きが加速することとなりました。

そのような中、障がい者の高齢化・重症化は年々進み、また発達障がい、高次脳機能障がいなど新たな障がいのカテゴリーが社会的に認知されるようになるなど、障がい者一人ひとりの特性に合ったきめ細やかな福祉支援をいかに確保するかが社会的な問題となっています。

現在、政府は障がい者制度改革推進会議により障がい者総合福祉新法への議論を開始しています。本村としてもその動向を注視しつつ、障がいを持つ住民が将来にわたって安心して暮らしていける体制をいかに構築していくかが大きな課題であるといえます。

身体障がい者の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

障害種別と等級	1	2	3	4	5	6	男	女	計
視覚障害	7	3		1		1	5	7	12
聴覚障害		6	6	12		7	21	10	31
聾唖		1						1	1
平衡機能障害									
音声言語機能障害			2	1			2	1	3
そしゃく機能障害									
心臓機能障害	30		6	6			26	16	42
腎臓機能障害	20		2				14	8	22
呼吸器機能障害	1		11	2			13	1	14
膀胱・直腸機能障害				10			5	5	10
小腸機能障害				1			1		1
体幹機能障害	22	12	7		4		22	23	45
上肢切断			1	5	2		6	2	8
上肢機能障害	8	15	8	7	2	2	20	22	42
下肢切断		1	2	2			4	1	5
下肢機能障害	2	2	18	40	14	3	24	55	79
計	90	40	63	87	22	13	163	150	315

資料：住民福祉課

## 《施 策》

- ① 従来の制度に加え、障害者自立支援法の制度を活用した、日常生活の支援とサービスの提供に努めます。また、従来の制度によるもののほか、障がい者総合福祉新法の動向を注視しつつ、同法の制度を最大限活用した事業体制を整え、充実した福祉サービスの提供に努めます。
- ② 障がいを持つ人が安心して地域で暮らせるための施策の充実を図ります。
- ③ 福祉作業所やグループホーム等、地域の社会資源の整備に努めます。
- ④ 国などの制度の中で老人福祉を含めた包括的な支援体制など、障がい者の現状とニーズに応じたサービス提供の体制づくりに努めます。

### 3. 介護保険

#### 《現状と課題》

介護保険は、長寿、高齢化により本人や家族が抱える介護の不安や負担を、社会全体で支えあうためにつくられた制度です。

スタートから5年が経過した平成17年度には、介護保険制度を「持続可能な制度」にするために、「予防重視型システムへの転換」、「施設給付の見直し」などが行われました。

本村では、北アルプス広域連合が保険者となり、一連の保険事務を含めた介護保険事業に取り組み、地域格差を生じることなくバランスのとれた運営が行われています。近年北アルプス広域連合管内での介護保険の動向は、介護度が重度化する者の比率が増加する傾向にあります。このようなことを踏まえ、「地域包括支援センター」を中心に、要支援状態となることの予防と要介護状態への悪化の防止を図っていくことが必要といえます。

要介護（支援）認定状況 平成22年12月1日現在

認定結果	白馬村（人）	構成比	広域全体（人）	構成比
要支援1	41	11.7%	178	6.1%
要支援2	31	8.9%	335	11.5%
要介護1	56	16.0%	463	15.8%
要介護2	57	16.3%	554	19.0%
要介護3	47	13.4%	502	17.2%
要介護4	46	13.1%	423	14.5%
要介護5	72	20.6%	466	15.9%
判定者計	350	100.0%	2,921	100.0%

※認定（申請）後、死亡した者は除く。  
 ※特別養護老人ホームなど施設入所者を含む。

資料：住民福祉課

## 《施 策》

- ① 介護保険の円滑な実施を計画的に実現するために、北アルプス広域連合介護保険事業計画により施策を展開します。
- ② 地域包括支援センターを中心に、公正・中立な立場から、地域における相談、介護予防マネジメント、包括的・継続的マネジメントを行います。
- ③ 独り暮らし高齢者や認知症高齢者一人ひとりができる限り住み慣れた地域での生活が継続できるような介護予防事業の推進に努めます。
- ④ 公平・公正なケアマネジメントが受けられるよう介護支援専門員の資質の向上に努めます。
- ⑤ 介護予防事業の充実を図り、介護予防に努めます。

## 4. 少子化対策・児童母子福祉

### 《現状と課題》

現在、日本全体で少子化が急速に進行しています。本村においても、少子化は進み、平成20年度の合計特殊出生率は、1.45と、人口を維持するのに必要とされる合計特殊出生率の水準である2.08を大きく割り込んでいます。

少子化をもたらす背景には、個人の結婚観やライフスタイルの変化などに伴い、結婚しない人が増えていることや、結婚年齢が遅くなっていることがあげられます。

これに加え、一組の夫婦から生まれる子どもの数が少なくなっている「夫婦の出生力そのものの低下」という新たな要因も指摘されています。

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えるものであることから、「次世代育成支援対策推進法」を受け、本村では平成17（2005）年3月、「白馬村次世代育成支援行動計画」を策定しました。しかしながら、その後も少子化傾向が続く社会情勢の中、次世代社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成を図り、総合的な次世代育成支援対策を推進するため、前期計画の成果と課題を踏まえ見直しを行い、平成22（2010）年3月「白馬村次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定しました。この行動計画に基づいた、母子保健・医療・子育て支援サービス・教育・生活環境などの総合的な取り組みが必要となります。

出生率の状況 (人口千人あたり)

年	白馬村	長野県	全 国
昭和 50	15.4	15.8	17.1
60	13.3	11.3	11.9
平成 2	11.4	10	10
7	12	9.7	9.6
12	9	9.7	9.5
17	8.5	8.6	8.4
20	8.1	8.5	8.7
21	8.1	8.1	8.5

資料：住民福祉課

※出生率：人口1,000人当たりの年間の出生児数の割合  
 ※市町村人口は、毎月人口異動調査による総人口（10／1現在）  
 ※長野県、全国の人口は、推計人口による（10／1現在）

合計特殊出生率の状況

年	白馬村	長野県	全 国
昭和 50	2.09	2.05	1.91
60	2.01	1.85	1.76
平成 2	1.92	1.71	1.54
7	2.01	1.64	1.42
12	1.29	1.59	1.36
17	1.46	1.46	1.26
20	1.45	1.45	1.37
21	1.47	1.43	1.37

資料：住民福祉課

※合計特殊出生率は、出産可能年齢（15歳～49歳）の女性に限定し、年齢ごとの出生率を足し合わせ、一人の女性が一生の間に産むであろう子どもの数に相当  
 ※市町村人口は、毎月人口異動調査による総人口（10／1現在）  
 ※長野県、全国の人口は、推計人口による（10／1現在）

核家族化や共働き家庭の増加に伴い、地域社会の結びつきや子どもに対する意識も希薄になり、孤立しがちな家庭やひとり親家庭に対し、子育て支援ルーム等での相談体制を充実させるとともに、多様な保育ニーズに対応する施策が必要とされています。

また、育児不安などを背景として全国的に児童虐待に関する相談件数が増加し、子どもの命が奪われるなど重大な事件も後を絶たず、児童虐待は依然として社会全体で早急に取り組むべき重要な課題となっており、関係機関と連携した対応が求められます。

#### 保育所の入所状況

平成 22 年 4 月 1 日現在

	定員	入所児童数						合計
		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
しろうま保育園	180	1	12	14	53	34	59	173

資料：住民福祉課

### 《施策》

- ① 白馬村次世代育成支援行動計画（後期計画）に基づき、総合的な施策の推進を図ります。
- ② 子育て支援に関する相談体制・情報提供を充実するよう努めます。
- ③ 多様な保育ニーズに対応できるよう、保育所における保育サービスや、放課後児童クラブの充実に努めます。
- ④ 育児サークルなどを支援し、親同士が交流できる場づくりに努めます。
- ⑤ 短時間や緊急時に活用できるファミリーサポートなどの制度を充実させます。
- ⑥ 恵まれた自然環境の中での子育てをアピールし、この地域で育てたいと思わせる環境づくりを関係諸機関と創意工夫しながら進めます。
- ⑦ 児童虐待の早期発見のための啓発と、児童虐待防止地区連絡員や児童相談所などと連携し早期対応に努めます。
- ⑧ ひとり親家庭の相談体制について充実に努めます。
- ⑨ 各団体間のネットワーク化による組織を超えた結婚支援策に協力します。



## 第4章 地域をみつめ自然に学び文化を育む

### 第1節 地域独自教育プロジェクト

#### 1. 義務教育

##### 《現状と課題》

近年、教育を取り巻く環境は、少子高齢化、国際化、情報化の進展や産業構造の変化など社会情勢の変容に伴い大きく変貌し、様々な教育課題が生じています。また、子どもたちの学ぶ意欲や規律意識の低下、不登校やいじめの増加、LD（学習障がい）・ADHD（注意欠陥・多動性障がい）など発達障がいを持つ児童生徒も増加し、学校教育が抱える課題が複雑化、多様化しています。

こうした中、国では平成18（2006）年に教育基本法を全面改正するとともに、平成19（2007）年には学校教育法も改正し、新たに義務教育の目標などを具体的に規定しました。更に、平成20（2008）年に改訂した新学習指導要領は、子どもたちの現状を踏まえ、「ゆとり」でも「詰め込み」でもなく、「生きる力」を育むという理念のもと、知識や技能の習得とともに思考力・判断力・表現力などの育成を重視したものとして、小学校では平成23年度から、中学校では平成24年度から完全実施します。

今後も、子どもたちがよく学び、よく遊び、心身ともに健やかに育つことを目指し、児童生徒数の減少に伴う学びの場の活力や教育の質を低下させないよう、資質能力の高い教師が指導に当たるとともに、家庭や地域との連携により、学校が生き生きと活力ある活動を展開する必要があります。

小学校学級数と児童数の推移

年 度	白馬南小学校		白馬北小学校		合 計	
	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数
平成元	6	206	15	491	21	697
5	9	212	15	466	24	678
10	8	199	15	459	23	658
15	7	168	15	433	22	601
20	8	152	14	370	22	522
21	8	137	14	368	22	505
22	8	118	14	365	22	483
23	8	116	16	364	24	480
24	8	118	14	354	22	472
25	8	114	14	352	22	466
26	8	109	14	359	22	468
27	8	107	14	353	22	460

※平成23～27年度は予想数

資料：教育課

中学校の学級数と生徒数の推移

年 度	平成元	5	10	15	20	21	22	23	24	25	26	27
学級数	12	11	9	11	11	11	11	11	10	9	11	11
生徒数	371	352	347	298	307	294	276	268	261	243	238	238

※平成 23 ～ 27 年度は予想数

資料：教育課

## 《施 策》

- ① 児童生徒の安全・安心を大切にされた学校環境づくりを推進します。
- ② 「生きる力」をより一層育むため、「確かな学力」、「豊かな人間性」、「健康・体力」の知・徳・体をバランスよく養う教育を推進します。
- ③ 国際化社会対応能力や情報活用能力の育成、自然を愛する心情や自然科学の不思議さと素晴らしさの実感など、時代変化に対応した教育活動を推進します。
- ④ 児童生徒が正しい食習慣を身につけ、心身ともに健やかで生き生きと成長できるように、学校における食育活動を推進するとともに、地場野菜の積極的な利用など、地域の特色を生かした学校給食の充実を図ります。
- ⑤ LD・ADHD・高機能自閉症等の児童生徒に対する理解を深めるとともに、障がいの重度重複化・多様化に合わせた総合的な支援体制を図ります。
- ⑥ 地域の力を活用した学校運営や開かれた学校づくりを進めるとともに、学校・家庭・地域が連携して、社会全体で子どもを育む教育を促進します。

## 2. 魅力ある高校づくり

### 《現状と課題》

県教育委員会は、平成 20（2008）年 9 月に決定した「長野県高等学校再編計画の骨子」に掲げた、「魅力ある高校づくり」と「高校の規模と配置の適正化」の 2 つの柱を基本的な指針として、旧 12 通学区ごとに提案した再編計画の方向に沿って、平成 21（2009）年 6 月、「第 1 期長野県高等学校再編計画」を決定しました。

村ではこれまで、白馬高等学校が存続していくための魅力づくりの方策を地域として意思決定するため、平成 5 年に設置した「白馬高校を育てる懇話会」が中心となり継続的に検討してきました。

今後も、白馬高校が魅力と特色ある地域高校として存続できるように、関係地域が協力して検討を重ねるとともに、県に対して強く働きかけていく必要があります。

白馬高校の学級数と生徒数の推移

年 度	平成 8	10	12	14	16	18	20	22
学級数	9	9	9	9	9	7	6	6
生徒数	315	257	262	235	201	210	217	191

資料：教育課

### 《施 策》

- ① 白馬高校を、魅力と特色ある地域高校として存続するために、小中高校・家庭・地域の連携を更に強め、住民が主体となった活動が展開できるように支援するとともに、住民参加による学校づくりを促進します。

### 3. 地域学習

#### 《現状と課題》

教育基本法の改正を受けて、平成 20（2008）年には社会教育法が改正され、社会教育における学習の機会を活用して、学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動を推進することが追加されるなど、特に学校や地域との連携を意識した社会教育活動に関する規定が盛り込まれました。

こうした動きの中で、本村においても学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提としつつも、そこから一歩踏み出して、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら一体となって、自然とのふれあい、農業体験や職業体験、ボランティア活動、姉妹都市との交流活動など、地域の環境、人材や施設を活用した学習に取り組んでいます。

今後も、時代の変化に対応した新たな展望に立ち、学社一体となって知・徳・体の調和のとれた人間形成と学習支援に取り組む必要があります。（学社融合）

#### 《施 策》

- ① 学社融合の中で、地域学習のための総合的な学習を推進します。
  - (a) 白馬の自然、環境、産業、文化を理解し尊重する心を育む郷土学習
  - (b) 自然体験やボランティア活動などの社会体験学習
  - (c) 農業体験や地場産の材料を使ったものづくり、生産活動などの体験学習
  - (d) 姉妹都市・友好都市の生活や文化などに慣れ親しむ体験学習
  - (e) 子どもと高齢者が交流し学ぶ世代間交流
- ② 住民福祉課などの関係機関との連携を一層強化する中で、家庭の教育力向上に向けた事業を推進します。

## 第2節 個性あふれる生涯学習プロジェクト

### 1. 生涯教育

#### 《現状と課題》

近年急速に進む核家族化や少子高齢化、山間地域の過疎化の進行、更にライフスタイルや価値観の多様化により、本村を取り巻く環境は大きく変動しています。また、地域の人間関係の希薄化や連帯感の欠如等により、地域のコミュニティが衰退しつつあるともいわれています。こうした社会の変化に対応していくためには、自ら課題を見つけ考える力、柔軟な思考力、他者との関係を築く力に加え、豊かな人間性等を含む総合的な「知」が必要となってきます。

正確な「知識」「情報」を得るために必要な生涯教育施設である白馬村図書館は、これまで一般の公共図書館と同等のサービスが提供できるよう利用者の利便性の向上に努めてきましたが、平成21年度にようやく課題であった図書館システムの導入が完了し、公共図書館として最低限のサービスの提供が可能となりました。

今後は、住民に必要な情報を提供し、住民の活動を支援し、住民が利用しやすく、村づくりに役立つ図書館として、蔵書冊数の増加はもとより、様々な視点から図書館サービスの充実を図ることが必要です。また、現在の施設では限界にきていることから、図書館施設の整備について調査・検討を進めます。

住民一人ひとりが自己にあった学習活動に親しみ、その個性と能力を伸ばし、生きがいと潤いのある生活を送れるように、あらゆる学習機会を提供し、多様な生き方が尊重される社会づくりを推進するとともに、単に学習するのではなく、住民一人ひとりの生涯を通じた学習への支援を行い、その学習成果を活用し、本村全体の教育力の向上を促進させ、新たな学習の需要を生み出す「知の循環型社会」の構築を目指します。

学級講座など開設状況

区 分	内 容	年間回数
ふれあい教室	ガーデニングや折り紙など生涯学習のきっかけ作りを目的とした講座を展開する。	4
続・はくば塾	白馬村を学び、住民の中から講師を招き、村内での人材の発掘や学習の機会とする。	6
里山道中	歩いて学ぶことを趣旨として村内の古道や里山を歩き村を知る機会とする。	4
歴史めぐり	村外の地域を訪ね、歴史文化を切り口に普段と違う角度から学習する機会とする。	2
外国語教室	国際化に対応するため、語学力習得並びに、諸外国に対する豊かな国際理解の心を養う。	20
文化財巡り	村内の貴重な財産である文化財から地域の歴史や風土、自然を学び生活を見つめなおす機会とする。	4
クリスマスコンサート	文化振興団体のボランティアにより、子どもたちを対象にパネルシアターや手遊びなどのコンサートを開催する。	1

資料：教育課

公民館等施設一覧表

地 区	施設名	規模 (㎡)	設置年
内 山	多目的集会施設	116.60	昭和 59
佐 野	生活改善センター	211.17	54
沢 渡	公 民 館	112.00	39
三日市場	農産物処理加工施設	170.90	59
堀之内	公 民 館	314.00	36
飯 田	公 民 館	226.90	平成 21
飯 森	公 民 館	316.00	昭和 45
深 空	基 幹 セ ン タ ー	184.00	50
八 方 口	生活改善センター	198.70	61
八 方	八 方 文 化 会 館	821.00	48
瑞 穂	農業生活改善センター	152.37	58
白 馬 町	公 民 館	337.10	平成 17 (建年昭和 58)
森 上	基 幹 セ ン タ ー	150.00	昭和 48
新 田	公 民 館	234.00	42
塩 島	基 幹 セ ン タ ー	136.00	51
通	農業生活改善施設	81.98	59
立 の 間	農業生活改善施設	82.81	平成 4
切 久 保	公 民 館	120.00	昭和 47
落 倉	公 民 館	60.00	49
野 平	基 幹 セ ン タ ー	122.00	48
大 出	生活改善施設	190.46	60
蕨 平	集 落 セ ン タ ー	121.00	57
嶺 方	公 民 館	120.00	42
青 鬼	公 民 館	60.00	47

資料：総務課

## 《施 策》

- ① 生涯教育の拠点として公民館活動の充実を図り、学習情報の収集・提供・相談体制の整備、指導者の育成、芸術・文化活動を推進します。
- ② 地域住民の多種多様な学習ニーズに応えるため、現代的課題に対応した講座・各種教室の開設を図ります。
- ③ 地域住民の知恵や知識経験を活用した社会文化振興団体（自主運営団体）の活動を支援します。
- ④ 学習成果を社会に還元できる場を創造し、知の循環型社会の構築を図ります。
- ⑤ 住民の暮らしを支援し、まちづくりに役立つ図書館を目指して、「白馬村図書館計画」に基づき、図書館サービスの充実を図ります。また、図書館施設整備について調査・検討を行います。

## 2. 青少年育成

### 《現状と課題》

近年では、携帯情報端末等を使った、場所や時間を選ばないグローバルなインターネット環境の普及などに伴い、青少年を取り巻く環境は大きく変化しています。このような状況下、平成 21（2009）年の刑法犯少年検挙件数は 6 年連続減少しているものの、人口比では成人に比べ約 5.4 倍と高い水準にあります。また、児童ポルノ事件等による被害児童数も増加傾向にあるなど、青少年の非行防止、保護の両面において予断を許さない状況になっています。

現在、本村では、スポーツや文化活動、社会活動、ボランティア活動を通じ、青少年の育成活動が活発に行われています。

今後は、家庭や学校だけではなく地域全体の力で、青少年の非行や犯罪被害、携帯情報端末等における有害環境を見張り、防止することが重要になってきます。家庭、学校、地域の連携をより一層強化するとともにそれぞれの役割を認識し、その教育機能を十分発揮し、本村の宝である青少年を育成していくことが明るい村づくりに求められます。

### 《施 策》

- ① 青少年の豊かな心と能力の発達を促す体験学習や、親子のふれあいをテーマとした学習・運動の機会提供に努めます。
- ② 青少年の健全育成に関する関係者が、有機的な連帯の下に広く住民一人ひとりの関心を高め、「青少年育成村民会議」の事業推進を図ります。
- ③ 子ども会育成会でジュニアリーダーの育成を推進しシニアリーダーへの成長を図ります。
- ④ 世代間交流の機会を充実させ、地域全体で青少年を育成します。

### 3. 人権・平和教育

#### 《現状と課題》

今世紀は人権の世紀と言われ、多くの不幸をもたらした戦争の経験を生かし、人権の尊重が平和の基礎であるという共通認識の下、人権が尊重される社会づくりに向けた活動が行われています。しかしながら、私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。また、インターネットの普及により新たな人権問題も生まれています。

本村ではこれまで、学校、職場、社会教育などの場で人権教育について取り組んできましたが、新たな課題に対応するため、すべての住民が正しい人権感覚を養い、一人ひとりの個性や多様性を尊重し、認め合い、支え合う社会づくりが重要になっています。

そのためには、性別、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する、あらゆる差別問題に深い理解と認識を持つことが大切です。また、生活の基本となる「平和とは何か」について次代を担う子どもたちに伝えることも必要です。

#### 《施 策》

- ① 研修会などへ住民が主体的に参加できる体制づくりを推進します。
- ② 正しい人権感覚を養うために、学校教育・社会教育、職場・家庭などでの学習機会の向上を図ります。
- ③ 人権、平和学習の充実のための情報を提供します。

## 4. 生涯スポーツ

### 《現状と課題》

余暇時間の活用や健康志向の高まりなどから、年齢や体力に応じた生涯を通じてのスポーツ活動が年々盛んになり、その重要性も増しています。また、活動内容も多様化・高度化し、これらに対応できる施設整備を進めていく必要があります。本村ではこれまで、住民のスポーツ志向の高まりに対応するための施設整備や学校施設の開放により環境整備に努めてきました。

また、「誰でも」「いつでも」「世代を超えて」「好きなレベルで」「いろいろなスポーツ」を楽しむことができ、住民が主体的に運営する総合的なスポーツクラブである「白馬総合型地域スポーツクラブ」を発足し、住民のニーズに応じたきめ細やかな運動プログラムを展開してきています。

しかし、現役オリンピック選手のトレーニング、各種大会の会場として重要な役割を果たしていると同時に、住民の生涯スポーツ推進の拠点でもある、ウイング 21、白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場などオリンピックの舞台となった施設は、経年による劣化は避けられず多額の経費が必要となってきます。今後、安心・安全にスポーツを楽しむためには、日常の適切な維持管理が重要であります。

生涯スポーツの現状

区 分	内 容	合計数	合計人数
村民スポーツ祭	スポーツ祭（4種目）、少年スポーツ祭（2種目）	2大会	参加総人数 2,100人
体育協会加盟団体	陸上競技、水泳、ソフト、軟式野球、バレーボール、ミニバレーボール、ソフトバレーボール、ゲートボール、テニス、サッカー、ゴルフ、マレットゴルフ	12団体	加盟総人数 1,365人
白馬村選手権 など大会	女子バレーボール、陸上競技、ゴルフ、野球、ソフトボール、テニス、ソフトバレーボール（2回）、マレットゴルフ、クロスカントリー大会、ミニバレー	18大会	参加延人数 3,335人
スポーツ教室	キッズスポーツ（水泳教室、バレーボール等）、健康スポーツ（ママサンフィットネス、ノルディックウォーキング、MTB、水中ウォーキング&スイム、太極拳等）、冬期教室（クロスカントリー、スノーシュー等）	360回	参加延人数 4,613人
スポーツ少年団	剣道、サッカー、空手、武道空手、陸上競技、バトミントン、バレーボール、硬式野球、トランポリン、バスケットボール、柔道、軟式野球	13団体	団員総人数 377人

資料：スポーツ課

## 《施 策》

- ① 白馬総合型地域スポーツクラブの活動に対する支援や指導者の資質向上を図り、誰もが気軽に参加できる仕組みづくりを推進します。
- ② より多くの住民がスポーツに親しむことができるよう、参加機会の充実を図るとともに環境整備に努めます。
- ③ 本村発展の基礎となった、スキーを中心とするウィンタースポーツに、村民が親しむ機会を充実します。
- ④ ジュニア選手の競技力向上を推進します。

## 第3節 郷土文化伝承プロジェクト

### 1. 郷土文化

#### 《現状と課題》

文化活動の活性化は、住民の豊かな心を養い、共通の拠りどころや価値観を生み出すことに加え、私たちの生活に潤いを与えます。

本村の芸術文化振興の拠点“ウイング21”での活動も10年余りが経過し、文化振興団体をはじめとするグループの自主的活動が活発化していますが、今後も活力ある村づくりに潤いと安らぎを与えるため、優れた芸術に触れる機会の提供や文化振興団体への支援を行う必要があります。また、郷土文化活動をより地域に根ざした文化として振興伝承するため、後継者を育成し振興を図るとともに、本村の歴史、自然、風土を見つめなおし、豊かな環境を活かしたこの地域固有の文化を醸成していくことも重要です。

#### 《施策》

- ① 白馬ならではの伝統的な生活文化を大切にし、地域の特色として育みます。
- ② 文化振興団体等の自主的・創造的な芸術文化活動を支援します。
- ③ 地域の祭りや行事を全村に紹介し、住民が地域ぐるみで積極的に参加する気運を醸成します。
- ④ 老人クラブ、女性組織、地区子ども会育成会などの交流の場を持ち、伝統行事などの後継者育成を支援します。
- ⑤ 歴史民俗資料館を有効活用し、本村の豊かな自然、風土に根ざした習慣、先人の知恵を伝承します。

## 2. 文化財保護

### 《現状と課題》

私たちが、歴史や風土、自然を理解する上で欠かすことのできないものが文化財です。文化財にはその一つひとつに必ずストーリーがあります。そのストーリーからは、本村の様々な時代背景も見えてきます。

本村には、国の重要文化財に指定される神明社本殿や、特別天然記念物に指定される白馬連山高山植物帯をはじめとする文化財が100件ほどあります。しかしながら、その存在の多くが知られていないのが現状です。また、同じ地域に両種が生息することが貴重である村天然記念物のギフチョウ、ヒメギフチョウをはじめ、高山蝶の採集や蝶を追いかけての私有地への侵入等が問題になっており、平成22(2010)年4月、天然記念物等の文化財の採集や盗難、破損を防ぎ、保護啓発を図るため、文化財保護条例に罰則規定を設けました。

平成12(2000)年に重要伝統的建造物群保存地区に選定された青鬼集落は、建物等の修復は進んでいるものの、集落内の高齢化が著しく、集落を維持するための対策が急務となっています。

長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた貴重な財産を、いかに次世代へ伝え、いかに今の暮らしに活かすかを地域の人々と考え、私たちが愛する、潤いのあるふるさとづくりを推進することが大切です。



白馬村指定文化財・天然記念物一覧表

指定種別	指定年月日	名 称	場 所	備 考
天然記念物	昭和 49.10. 1	長谷寺の老杉群	飯森	杉5本
天然記念物	49.10. 1	細野諏訪神社の大杉	八方	1本
天然記念物	49.10. 1	貞麟寺の枝垂れ桜(エドヒガンザクラ)	沢渡	1本
天然記念物	49.10. 1	ヒメギフチョウ	種指定	
天然記念物	49.10. 1	ギフチョウ	種指定	
天然記念物	49.10. 1	ハッチョウトンボ	種指定	
天然記念物	49.10. 1	キイトンボ	種指定	
天然記念物	52. 3. 1	八方薬師堂のエドヒガンザクラ	八方	1本
天然記念物	52. 3. 1	深空十郎様のオオヤマザクラ・カスミザクラ	深空	7本
民俗資料	52. 6. 1	佐野坂西国三十三番観音石像	佐野	観音像 33基
民俗資料	52. 6. 1	観音原 西国・坂東・秩父百番観音石像	新田	観音像 100基
天然記念物	52.10. 4	嶺方堀田のオオヤマザクラ (儀重桜)	嶺方	1本
有形文化財	55. 2. 1	銅製鱧口 (至徳3年銘)	切久保	鱧口1口(工芸品)
民俗資料	55. 2. 1	切久保庚申塔	切久保	1基 (建造物)
民俗資料	55. 2. 1	野平庚申塔	野平	1基 (建造物)
天然記念物	55. 2. 1	嶺方のクリ及びイチイ	嶺方	クリ1本及びイチイ1本
天然記念物	55. 2. 1	嶺方諏訪神社の老杉群	嶺方	杉9本
天然記念物	55.12. 1	親海湿原・姫川源流植物帯	佐野	153種
有形文化財	60. 1.24	小丸山遺跡出土遺物一式	歴史民俗資料館	
有形文化財	60. 1.24	鉄製鱧口 (長禄4年銘)	沢渡	鱧口1口
無形文化財	60. 1.24	青鬼神社祭典・火切の神事	青鬼	
民俗資料	60. 1.24	熊突き槍	歴史民俗資料館	
民俗資料	60. 1.24	カモシカ皮製沓	歴史民俗資料館	
民俗資料	60. 1.24	馬の尻毛製獵師帽子	歴史民俗資料館	
史 跡	60. 1.24	神城古墳群	神城	20基
史 跡	60. 1.24	大宮城址	三日市場	1ヶ所
天然記念物	60. 1.24	クロサンショウウオ生息地	佐野・沢渡	
天然記念物	平成 元.11.24	ハクバサンショウウオ生息地	落倉	
天然記念物	11.12.24	八方尾根 鎌池湿原	八方	
有形文化財	13.12.20	神明社 絵馬	三日市場	2面
有形文化財	13.12.20	神明社 禁制札	三日市場	1面
有形文化財	13.12.20	嶺方諏訪社 絵馬	嶺方	32面
有形文化財	13.12.20	長谷寺 伽藍 (本堂・庫裏・山門)	飯森	3棟
有形文化財	13.12.20	嶺方諏訪社 本殿	嶺方	1棟
有形文化財	13.12.20	切久保諏訪社 本殿	切久保	1棟
名 勝	13.12.20	長谷寺 庭園	飯森	

資料：教育課

国・県指定文化財・天然記念物一覧表

指定種別	指定年月日	名 称	場 所	備 考
重 要 文 化 財	昭和 30. 2. 2	神明社本殿・諏訪社本殿	三日市場	2 棟 天正 16 年建
特別天然記念物	27. 3.29	白馬連山高山植物帯	白馬連峰一帯	
重要伝統的建造物群 保 存 地 区	平成 12.12. 4	白馬村青鬼伝統的建造物群保存地区	青鬼	面積 59.7ha
県 宝	昭和 52. 3.31	銅製御正体（弘安 9 年銘）	三日市場	2 面
県指定天然記念物	39. 8.20	八方尾根高山植物帯	八方	
県 特 別 遺 跡	53. 6.16	船山遺跡	蕨平	
特別天然記念物	30. 2.15	ニホンカモシカ	種指定	
特別天然記念物	30. 2.15	ライチョウ	種指定	
天 然 記 念 物	40. 5.12	イヌワシ	種指定	
天 然 記 念 物	50. 6.26	ヤマネ	種指定	
県指定天然記念物	50.11. 4	ホンドオコジョ	種指定	
県指定天然記念物	50.11. 4	ホンシュウモモンガ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	クモマツマキチョウ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	ヤリガタケシジミ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	ベニヒカゲ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	クモマベニヒカゲ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	コヒオドシ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	タカネヒカゲ	種指定	
県指定天然記念物	50. 2.24	オオイチモンジ	種指定	

資料：教育課

## 《施 策》

- ① 郷土の貴重な文化財の保護・保存と周知を図り、文化財が有効活用されるよう促進します。
- ② 景観の保全や高山植物の保護等に活用するため、白馬連山高山植物帯の保存管理計画策定を推進します。
- ③ 重要伝統的建造物群保存地区（青鬼）の保存修理、修景事業を推進します。

## 第5章 優れた資源と人を活かした活力ある経済を築く

### 第1節 アルプスの里観光プロジェクト

#### 1. 観光産業

##### (1) 観光行政

###### 《現状と課題》

白馬村における観光客数は、平成4（1992）年の387万人の入り込みをピークに長期減少傾向にあり、平成21（2009）年は、年間225万人、スキー客は初めて100万人を割り込む事態となっています。

オリンピック開催後、観光産業の長期低迷状況を打開し、観光再興を図るため、平成13（2001）年10月に「白馬村観光推進本部」を立ち上げ、その後観光連盟と観光推進本部を一本化し「白馬村観光局」と名称を改め、平成17（2005）年2月には観光局を法人化、有限責任中間法人を経て、現在「一般社団法人白馬村観光局」として、官民一体となった組織体制により事業を推進しています。

観光局が設立されたことにより、行政が行うべきことと観光局が行うべきことを明確にし、観光振興・観光推進は観光局が中心となって実施し、行政は観光局の事業が円滑かつ速やかに展開できるよう支援する組織としています。

スキー市場の縮小傾向が止まらない中、経済活動の多くを冬季に依存する本村において、観光の通年化は必然的な状況です。グリーンシーズンの観光を推進する上で、冬季とは異なった年齢層・嗜好などに対応するには、今まで以上に上質なサービスが求められ、併せてソフト・ハード両面の見直しや研究が必要です。一方、潜在能力の高い村内のスキー場を活用し、他の地域にはない独自の環境づくりも重要となります。また、交通網の整備による旅行者の移動範囲の広域化、ニーズの多様化、高度化などに対応するため、従前の「点」での魅力を、関係企業や各機関が協働し「線」「面」での価値創造に取り組むことで「圏域の魅力」を発信し、誘客とともにサービスレベルの向上を図ることが望まれます。

目的別観光客数

(単位：人)

年	登山	スキー	一般観光旅行	合計
昭和 50	77,000	1,711,200	545,100	2,333,300
55	151,000	1,348,000	651,000	2,150,000
60	99,000	2,100,000	810,000	3,009,000
平成 2	86,000	2,542,200	955,500	3,583,700
7	51,900	2,482,600	1,119,000	3,653,500
12	91,300	1,786,200	1,344,400	3,221,900
17	54,700	1,325,400	1,382,400	2,762,500
18	42,400	1,204,600	1,379,100	2,626,100
19	42,300	1,100,700	1,362,600	2,505,600
20	37,700	1,176,000	1,323,300	2,537,000
21	33,500	997,100	1,225,600	2,256,300

資料：観光農政課

スキー場別スキー客数（12月～3月）

(単位：人)

スキー場	12月	1月	2月	3月	計	比較 (%)	
						対5年前	対ピーク
白馬さのさか	4,842	16,168	13,725	9,889	44,624	76.0	37.9
	1,145	16,805	21,728	19,039	58,717		
	12,242	40,913	38,825	25,856	117,836		
白馬五竜	43,730	87,620	100,210	71,940	333,500	97.6	62.8
	43,380	102,260	107,090	88,870	341,600		
	66,484	167,056	164,844	132,382	530,766		
Hakuba47	10,230	23,962	21,828	18,755	74,775	54.1	36.9
	14,779	40,998	43,528	38,943	138,248		
	29,700	59,300	55,700	57,700	202,400		
白馬八方尾根	50,828	105,265	100,750	62,316	318,859	77.0	26.2
	51,318	116,352	144,524	101,758	413,952		
	135,277	352,823	373,956	356,625	1,218,681		
白馬岩岳	14,486	41,752	53,572	34,214	144,006	79.8	35.8
	3,132	48,349	74,307	54,712	180,500		
	38,639	128,583	124,235	111,176	402,633		
白馬みねかた	1,089	3,104	2,376	1,306	7,875	79.8	35.5
	106	2,709	4,087	2,961	9,863		
	2,013	6,710	7,429	6,007	22,159		
白馬ハイランド	休 止					—	—
	444	5,165	5,920	7,150	18,679		
	3,714	13,128	10,235	9,318	36,395		
合 計	125,205	277,871	292,461	198,420	893,957	77.0	35.3
	114,304	332,638	401,184	313,433	1,161,559		
	288,069	768,513	775,224	699,064	2,530,870		

上段：最新（平成 21～22 シーズン）  
 中段：5 年前（平成 16～17 シーズン）  
 下段：ピーク（平成 4～5 シーズン）

資料：観光農政課

## 《施 策》

- ① 村内事業所における閑散期対策事業を支援します。
- ② 大糸線ゆう浪漫委員会による広域連携に基づき、市町村の枠を超えた広域観光に取り組み、北アルプス山麓・安曇野地域を効果的にPRし、お客様に様々な楽しみを提供できる観光地づくりを目指します。
- ③ 減少傾向にある登山客の実情を踏まえ、関係者とともに山岳観光の見直しに取り組みむとともに、グリーンパトロール隊とも連携して、山岳環境の美化・保全活動も積極的に推進します。
- ④ 進歩していく情報通信技術を利用した魅力ある観光情報の発信に努めます。
- ⑤ 既存の里山道を見直し、観光施設としての活用を検討します。



## (2) 白馬村観光局

### 《現状と課題》

白馬村観光局は、白馬村と観光事業者（白馬山系の山小屋経営者、旅館業者、索道事業者、運輸業者、商工業者、山案内人組合、温泉関係者、金融関係者、農協、その他の法人の目的に賛同する者）が英知を結集し、白馬村の豊かな自然環境を生かしながら、多様化する観光志向に対応できる環境整備、観光客の誘致、国際観光の推進を行うことにより、観光関連産業の振興を図り、もって地域経済の活性化に資することを目的とするとともに、その目的を達成するため各種事業を展開してきています。

しかし、観光再興は、短時間で達成は不可能であり、再興を待てずに廃業、転出するなど局社員数の減少、社員・住民へ局活動が十分周知されていないといった課題が指摘されています。

### 《施 策》

- ① 白馬村観光局を主軸においた観光振興事業を推進します。
  - (a) 各専門委員会（索道・宿泊・交通運輸・商工産業・インバウンド・山岳・温泉）の機能充実を図り、観光振興策を企画します。
  - (b) 本村の特色である「山の歴史と生活文化」を際立たせ、村が有する豊かな観光資産との相乗効果を実現します。
- ② 利用者にとって、より利便性の高い立地条件への移設を検討します。

### (3) 長期滞在型観光

#### 《現状と課題》

世界共通で見られた戦後のベビーブームは、日本では「団塊の世代」を生み出し、日本の人口構成の中でひととき突出しています。1000万人を超えている団塊の世代が定年退職を迎えたばかりの今、定年後の余暇を有効に活かすためのプログラムを求めるシニア層を対象に様々な企画を開発し、長期滞在型観光の確立を進めます。都会生活が基盤にあり、同時に故郷としての田舎暮らしと家庭菜園の実現、老後の健康を前提としたリゾートライフの楽しみを併用する長期滞在の可能性を探るものです。

#### 《施 策》

- ① 長期滞在型観光の確立に努めます（健康環境+リゾート観光+家庭菜園）。
- ② 長期滞在におけるリゾート観光（広域観光）を充実させるために、近隣市町村との協力体制を強化します。
- ③ 外国人観光客を含め、時間にゆとりあるシニア層をターゲットにした滞在型観光プロジェクトを推進します。

## (4) 海外誘客

### 《現状と課題》

本村における外国人観光客誘致については、平成 13 (2001) 年にインバウンド推進協議会を設立し、韓国を主なターゲットに誘致を開始しました。以後、協議会を中心に国のビジット・ジャパン・キャンペーン (V J C) との連携、観光ルネサンス事業の活用、商工会による外国人受け入れ環境づくりなど多角的にインバウンド事業に取り組み、結果として、オーストラリアをはじめとする韓国、台湾を中心としたアジア各国からの来訪が急増しました。平成 15 (2003) 年には 1 万人に満たなかった外国人観光客が、平成 19 (2007) 年以降は 4 万人を超え、冬期観光の核となっています。

今後も本村が真の国際観光地としてふさわしい、安心して滞在できる環境づくりの推進と、効果的な誘客事業を進めるため、国や県などとの事業連携を図りながらインバウンド事業を積極的に展開します。

外国人観光客宿泊者数

(単位：人)

年	オーストラリア	アジア各国	その他	計
平成 18	7,250	20,709	5,533	33,492
19	12,138	22,102	6,727	40,967
20	17,921	21,370	10,373	49,664
21	17,163	17,208	8,324	42,695

資料：白馬村観光局

### 《施策》

- ① 白馬村観光局インバウンド専門委員会におけるインバウンド事業の推進を図ります。
- ② 外国人旅行者にもわかりやすい案内板・パンフレットを整備・作製します。
- ③ 外国人旅行者の村内移動に便利な輸送手段確保に努めます。

## 2. 資源の利活用

### (1) 地域の特性を活かす

#### 《現状と課題》

本村には、豊かな自然や心和む美しい田園景観が広がり、これらを「むらごと自然公園」と唱えています。都市部と農村部を自由に往来・滞在できる選択的居住実現のためには、美しい棚田保全や地域の活力確保に向けた地域農業の振興をはじめ、生活環境の整備、自然や景観に配慮した田園環境の整備、更には地域資源の利活用などを総合的に推進し、魅力ある資源の保全・充実を図るとともに、観光面などに活かすことが重要です。

また、「白馬村地域新エネルギービジョン」に基づき、温泉や気候風土など本村独自の自然エネルギー資源を活用した新エネルギーの導入を積極的に検討していくことも求められています。

#### 《施策》

- ① 風力、水力発電、雪室などの環境にやさしい自然エネルギーの利活用に向けた研究を進めます。
- ② 雪利用による栽培方法の研究と、特産品開発を推進します。
- ③ 誇れる資源（山岳、里山、歴史、文化、スポーツ）の保存と整備に努め、資源の有効利用と人材の活用を図ります。
- ④ 地下水資源の利活用について研究します。
- ⑤ 豊かな温泉の有効活用を図ります。

## (2) 白馬ジャンプ競技場、クロスカントリー競技場

### 《現状と課題》

白馬ジャンプ競技場は、オリンピック直後には、50万人もの観光客が訪れた観光施設であったものの、この施設を核とした観光活性化が図られず、リフト収入も年々減少している中で、今後の維持管理費の捻出が大きな課題となっています。県所有施設であるラージヒルは、F I S（国際スキー連盟）公認規格への施設改修が進んでいるものの、村所有施設のノーマルヒルは、厳しい財政状況の中で施設改修ができていないため、今後将来展望にたった改修が必要であります。

クロスカントリー競技場のメイン会場は、多目的に使用できる広場として全面芝生化にし、サッカー等で利用していますが、コースについては、施設建設時の様々な条件から制約がされ、当初考えていたような利活用ができない状況にあり、ジャンプ競技場同様、維持管理費の捻出が大きな課題となっています。

こうした中、クロスカントリー競技場の今後の利活用について検討委員会で検討を重ねた結果「陸上競技のタータントラック化等の整備を図る」という答申がされています。

長野オリンピック後はオリンピック施設を活用して様々な大会を開催し、地域活性化の一翼を担ってきました。しかし、それらの大会運営費に充てていた長野オリンピックムーブメント推進協会からの助成金が、平成21年度で終了したことから、今後大会を開催するには財源確保が必要となってきます。

### 《施策》

- ① 各種大会を開催し、観光活性化につながるよう努めます。
- ② 安定的な財源確保を図るため、ネーミングライツ等の導入について検討します。
- ③ クロスカントリー競技場の利活用を図るために、陸上競技場化に向けた施設整備を推進します。

### 3. 観光と農林業の連携

#### 《現状と課題》

本村は、稲作主体の農業形態ですが、今後の農業経営の安定化を図る上でも、観光産業との連携は不可欠です。

また、今まで人工林等の森林が未整備だったため、森林の荒廃による災害の危険性の増大、野生鳥獣による農作物等の被害の増加等が問題になっています。間伐等の森林整備を行うことによって、災害や野生鳥獣被害を防止するとともに、整備された森林内の散策や森林作業の体験等を観光資源としての活用も期待できるので、森林整備をより推進させることが必要です。

こうした状況を踏まえ、地産地消や特産品の開発、滞在型観光につながる体験プログラムや農地利用が求められています。

特に、本村では、米の生産調整の主力品目として、そばの生産に力を入れており、「そばの里白馬」を定着させるためにも、そばの生産拡大、関連特産品の開発は重要です。また、その他本村の気候に適した作物の栽培推奨による特産品づくりを新たな観光資源へと展開していきます。

米の作付面積及び収穫量

年	面積 (ha)	収穫量 (t)
昭和 35	799	3,160
45	688	3,830
55	632	1,700
平成 2	489	2,640
12	435	2,730
17	416	2,597
18	428	2,641
19	419	2,584
20	423	2,522
21	428	2,542

資料：観光農政課

専業・兼業別農家数

(単位：戸)

地 区	年	国勢調査 世帯数	農家数	専業農家		兼業農家		
				農家数	専業率	農家数	第1種 兼業	第2種 兼業
神 城	昭和 50	616	504	14	2.8	490	90	400
	60	660	470	16	3.4	454	33	421
	平成 2	748	402	8	2	394	12	382
	7	839	335	10	3	318	10	308
	12	868	262	12	4.6	250	15	235
	17	960	197	19	9.6	176	23	153
北 城	昭和 50	1,070	620	10	1.6	610	60	550
	60	1,637	586	16	2.7	570	39	531
	平成 2	1,796	504	12	2.4	492	6	486
	7	2,125	463	13	2.8	450	27	423
	12	2,471	314	20	6.4	294	20	274
	17	2,582	229	17	7.4	209	17	192
全 村	昭和 50	1,686	1,114	24	2.1	1,100	150	950
	60	2,297	1,056	32	3	1,024	72	952
	平成 2	2,544	906	20	2.2	886	18	868
	7	2,963	666	24	3.6	642	36	606
	12	3,339	576	32	5.6	544	35	509
	17	3,542	426	36	8.5	385	40	345

資料：観光農政課

森林整備の状況

平成 22 年 4 月 1 日現在 (単位 : ha)

村総面積	森林面積総計			
	国有林	民 有 林		
		合 計	公 有 林	私 有 林
18,937	5,235	10,581	2,071	8,510

私 有 林										
総 数	立 木 地									無立木地
	総 数			人 工 林			天 然 林			
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	
8,510	8,168	2,271	5,897	2,092	2,091	1	6,076	180	5,896	342

資料 : 観光農政課

《施 策》

- ① 地産地消を観光局事業と連携して推進し、観光産業への活用、農業経営基盤の安定化を図ります。
- ② 市民農園制度を活用して、自家用野菜などの栽培を目的に小面積の農地を利用することができる仕組みを取り入れます。これにより農業体験の場を広げ、長期滞在型観光資源としての活用を図ります。
- ③ 農業体験プログラムの充実により、グリーンツーリズム<sup>※1</sup>を推進します。
- ④ 関係機関と連携して水稲以外の農産物や特産品の栽培と開発を更に進め、より収益につながる販売促進を行います。
- ⑤ 除伐・間伐など森林整備の団地化を推進して林業の振興を図るとともに、森林の保全と美しい景観づくりに取り組みます。

※1 都市住民が農山漁村に滞在し、地域の自然や文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

## 第2節 元気の出る農業プロジェクト

### 1. 農業振興

#### 《現状と課題》

平成22年度から国の事業として新たに「米戸別所得補償モデル事業」や「水田利活用自給力向上事業」が実施され、農業の活性化を図るための積極的な取り組みが求められています。

本村においては、農業従事者の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地が増加しており、また、有害鳥獣による農作物等の被害も増加するなど、農業を取り巻く状況は一層厳しくなっています。

村では担い手支援や水田を有効利用したそば、野菜などの作物の産地づくりを行いながら、農業の振興に努めてきています。特に農業従事者の高齢化や後継者不足による耕作放棄地の増加は深刻な問題であり、今後更に、担い手や集落営農による農地の流動化と経営安定化対策を推進する必要があります。また、有害鳥獣による農作物の被害は村内各所で発生してその被害も拡大しており、有害鳥獣の駆除や被害防止対策に重点を置いて取り組む必要があります。

平成10年度に白馬産の自主流通米から基準値を超えるカドミウムが検出されたことから、村では対策区域を設定し、安全性の確認と吸収抑制試験などを実施しています。しかしながら、毎年数か所の水田から基準値を超えるカドミウムが検出されており、平成22年度から国の基準値が更に厳しくなることから、今後も水田管理の徹底や吸収抑制効果のある作物への転換等を推進する必要があります。

#### 《施策》

- ① 営農支援組織の充実により、効率的な農地の流動化を図ります。
- ② 集落営農組織・担い手の育成と支援体制の充実により、遊休農地の解消と農業経営基盤の安定化を推進します。
- ③ 優良農地を確保するため、基盤の維持管理を図ります。
- ④ 中山間地域における直接支払制度の活用を行います。
- ⑤ 関係機関と連携し白馬産米の調査及びカドミウムの吸収抑制の研究を進め、耕作者への栽培管理指導を行います。
- ⑥ 有害鳥獣被害防止対策として有害鳥獣の駆除や電気柵の設置等を更に進め、農作物の被害防止に努めます。
- ⑦ 地域ぐるみで取り組む耕作放棄地の再利用や農地保全活動を積極的に支援します。また、今後荒廃化しそうな農地の状況把握に努めるとともに、地域ごとに検討機関を設けて、農地保全、土地の利活用等について研究を行います。

## 第3節 起業支援プロジェクト

### 1. 商工業

#### (1) 白馬商工会との連携

##### 《現状と課題》

白馬村の商業は、商店数・従業員数・商品販売額とも、オリンピック開催年の平成9年度をピークに減少傾向にあります。観光客の激減、村内外の大型店への消費の偏りなどが要因であり、長引く観光産業の低迷の中、抜本的な商業の活性化を図る打開策がなかなか見つからない状況です。観光消費額の伸びを期待し、白馬商工会と連携し、地産池消による特産品（白馬ガレット）の開発を積極的に進めるなど、安定した経営基盤の確立、中小店舗の不安解消に努めます。

村内の建設・建築業界では、オリンピック開催時期を境に受注高の激減が続いており、倒産する企業もでてきていることから、これら企業への支援策を講じていくことが必要です。

##### 《施策》

- ① 経営指導・中小企業支援制度の充実と強化を図ります。
- ② 地元卸売業者、小売業者の安定経営への取り組みを支援します。
- ③ 商店街などの地域活性化事業を支援します。
- ④ 村内企業の他業種への参入を推進するため、相談・支援体制の強化を図ります。
- ⑤ 商店街の空店舗に関する行政の支援策を、先進地事例を研究し、検討します。

#### (2) 商工業者への支援資金

##### 《現状と課題》

融資制度については、本村が村内4金融機関に預託金を配分し、その3倍相当額を限度として村内企業などへの融資を行い、その保証料を負担しています。ここ数年の利用状況は、不況による体力の低下から減少傾向にあります。今後の景気動向とそれに伴う村内企業の事業の展開に基づき、企業投資、生産力増加投資、設備投資などが予想される中、時代に対応した制度の拡充と融資枠の拡大を図ります。

##### 《施策》

- ① 村・県融資制度の周知を図り、その活用を勧めます。

### (3) 雇用対策

#### 《現状と課題》

長引く景気の低迷により村内の雇用は厳しい状況にあり、このことが本村の人口減少をまねく社会的要因となっています。

このような状況において、元気で活力に満ちた暮らしを実現するためには、高齢者や障がい者にかかわらず、誰もが生涯にわたり生き生きと働くことのできる労働環境の整備が求められています。

今後は、雇用の安定化を図るため労働・雇用状況を把握するとともに、対策について検討・協議します。

#### 《施 策》

- ① 「企業立地の促進法による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」に基づき、広域的な雇用対策に取り組みます。
- ② 観光振興を図り、雇用の確保に結び付けられるよう努めます。
- ③ 白馬村の地域特性を活かした雇用促進を研究します。

## 2. 新たな産業の模索

### 《現状と課題》

観光産業が低迷している中、新たな産業構造の構築による経済基盤の安定化が必要です。  
自然環境に配慮し、既存の産業との融合を視野に入れながら、新たな企業の参入について研究を進め、地域の活性化に資することが必要となります。

### 《施策》

- ① 地域の特色を活かした産業の先進事例に関する情報収集や情報提供を行います。
- ② 夏季スキー場を利活用した新産業・新事業の展開を支援します。
- ③ 地元企業の他事業への参入を支援します。
- ④ 企業誘致可能な産業、立地条件を研究し、白馬の自然環境にあった企業誘致を目指します。
- ⑤ 研究機関・団体との連携協力により、環境共生型社会実現に向けての各種産業（食料、環境、資源エネルギー、健康など）の振興を進めます。



# 第6章 住民と行政が協働し開かれたむらをつくる

## 第1節 住民参画プロジェクト

### 1. 住民参画と協働<sup>※1</sup>

#### 《現状と課題》

近年は、コミュニティや福祉活動など、地域住民の主体的な活動なしでは実現が難しい課題が増えてきています。

個性的で魅力ある村を創り上げていくためには、「自分たちの村は自分たちの手で」という基本理念が重要であり、地域に暮らす人々が地域の中で村づくりに参画していくことが重要となっています。また、住民と行政、コミュニティが交流を密にしながら、村づくりに対する共通認識を持ち、パートナーシップによる村づくりを進めていくことが重要となります。村政への住民参加を促進し、行政と地域住民との協働による村づくりを実現していくためには、行政問題など様々な情報を提供し、住民との情報の共有化を一層進めていかなければなりません。今後は、村の行政施策全般にわたり、住民ニーズの迅速かつ的確な把握に努めるとともに、住民と行政の相互理解の促進や一層の住民との対話の推進が求められます。

NPO法人認証団体数は13法人（平成22（2010）年9月現在）、その他のボランティア団体も広がりを見せ、福祉、まちづくり、環境、スポーツなど様々な分野での活動も盛んとなってきました。NPO活動が継続し発展していくためには、活動の中心を担う人材の育成や、自らの活動目標や意義、活動の自己評価を社会に向けて積極的に発信するなどの環境整備が必要です。村は、このような環境整備という側面的な支援の観点から、情報・活動機会の提供など、より包括的な支援・促進策を実施していく必要があります。

※1 昔から地域ごとに機能してきたルールや仕組み（普請、環境の美化や保全、資源の運営、相互扶助など）を活かし、住民と行政が役割と責任を担い合いながら、様々な課題の効果的な解決に向け、連携・協力することをいう。

#### 《施策》

- ① 住民提案制度を確立し、地域づくりの立案から実施・運営に至るまで、積極的な住民参画を促進する体制づくりを進めます。
- ② NPO法人やボランティア団体、企業などが行う協働の村づくり事業に対して、積極的に情報提供を行い、活動しやすい環境づくりを目指します。
- ③ 委員会、審議会へ「公募」による住民参画の機会を更に拡充します。
- ④ あらゆる広報媒体を積極的に活用して行政情報の提供に努めます。
- ⑤ 地域や住民団体等が企画・主催する行事に対し、住民が積極的に参加できる環境づくりを進めるとともに、行政も一体となった取り組みを推進します。

## 2. コミュニティ計画

### 《現状と課題》

社会環境、生活環境、生活様式の急激な変化に伴い、核家族化、地域連帯感の希薄化などの社会現象が顕著となってきました。本村も急激な都市化のため、あらためてコミュニティのあり方が問われています。

また、近年は定住外国人が増加してきており、平成 22（2010）年 4 月現在の外国人登録者数は 332 人、ここ 5 年間でその数は 3 倍近くにまで増えてきました。今後、これら定住外国人とも円滑なコミュニティを保ち、相互理解を深めていくことも重要な課題のひとつといえます。

本村は、古くから行政区を中心としたコミュニティを形成し、行政運営上も区を単位として末端行政の一部を依頼し、相互信頼と協力という関係を築いてきました。しかしながら昨今は、「組織」より「個」を尊重する住民意識の変化や都会的生活習慣の持ち込みにより、行政区やその他コミュニティ組織への加入率が低下してきています。

今後は、あらゆる行政施策の中で、行政と住民との相互理解と協力は不可欠であり、「協働」を推進するためには、更なる行政区の加入率向上に努めていかなければなりません。

外国人登録者数の推移

各年 4 月 1 日現在（単位：人）

平成 17	18	19	20	21	22
108	114	154	303	275	332

資料：住民福祉課

### 《施 策》

- ① 各行政区との連携を密にし、区への加入率向上が図られる施策を推進するとともに、行政区の見直しや組織再編等について更に研究を進めます。
- ② 本村の行政区制度についてあらゆる媒体を活用して広報し、新規転入者等への事前周知を図ります。
- ③ 地域の伝統行事などを守り、地域の特性を活かしたスポーツ大会、各種行事の開催を促します。
- ④ 定住外国人とのコミュニティを確保するため、お互いの生活スタイルや文化、言語を尊重し、相互理解が図られるよう住民意識の向上に努めます。
- ⑤ 本村が長年培ってきた歴史や風土、慣習等について、外国人居住者にも更に理解を深めてもらえるよう、その環境づくりを進めます。



### 3. 男女共同参画社会の実現

#### 《現状と課題》

男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会にするため、平成 11（1999）年に男女共同参画社会基本法が施行されました。

これにより、女性の社会活動への参加意識の高まりや職業を持つ女性が増加し、制度の整備や計画が策定されるなど、女性の社会参画の重要性が理解されてきています。

しかしながら、本村の現状を見ると、行政や住民生活の様々な分野・組織では、依然として男性中心の社会・組織となっているのが実態です。住民の意識や社会慣習の上では性別による固定観念が残っており、真の男女平等社会の実現のため、政策決定の場への参画や雇用における格差の解消、社会慣行の改革が求められています。

このため、本村においても性別によるすべての差別を受けず、男女の人権が尊重される地域社会づくりが望まれており、住民や事業所に対する啓発活動を推進しながら男女共同参画を促進します。

#### 《施 策》

- ① 職場、家庭、地域において男女が共に活躍し、次代を担う子どもを育むことができる社会の実現を図るため、行政面では委員会・審議会への均衡のとれた登用を積極的に図ります。また地域では事業所・コミュニティ・家庭・教育の場で、共に働きやすい社会をつくるための啓発活動を行って、女性の自律した活動を支援します。
- ② 男女共同参画社会づくり計画の策定と、男女共同参画条例の制定に向けて取り組みます。

## 第2節 無駄を省いた健全行財政プロジェクト

### 1. 行政計画

#### 《現状と課題》

本村は、社会経済情勢の悪化や国の行財政改革による補助金、交付金の抑制及び地方交付税の削減などに伴い、非常に厳しい財政運営を強いられています。また、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の公布により、これまで以上に地方自治確立に対する責任が求められています。こうした状況に対応するため、効率的で健全な行財政運営を図り、その適正化に努めるとともに、地方公共団体に課せられた「自己決定・自己責任」の原則を踏まえて各種施策を進めていく必要があります。

一方で、本村の行う各種事務事業について、現状と課題を常に認識し、客観的に検証、評価した上で次世代の施策に反映していくことが求められています。こうした観点からも、平成19年度から行っている「事務事業評価制度」を更に継続・充実していくことも必要不可欠です。

本村の地籍調査事業は、昭和63年度より南に位置する佐野地区から着手し、これまで708haの調査が完了しています。しかしながら、北城地区の未着手の地籍を検証してみると、地図混乱地域など事業進捗が困難な地域も多いため、現在のペースで進めた場合、事業完了までは30年程要するものと予想されます。

#### 《施策》

- ① 行政改革の具体的施策を随時見直し、より現実的・効率的な改革に努め、地方分権時代に対応した行政運営を推進します。
- ② 職員の定員適正化計画に基づいた適正な人員配置と、時代や社会の変化に対応できる人材の育成を進めます。
- ③ 組織・事務事業の見直しと、効率的な行政運営計画を樹立します。
  - (a) 指定管理者制度<sup>\*1</sup>の適切な運用を図ります。
  - (b) 公共事業の実施にあたっては、導入後の維持管理や運営を効率的に行い、更に充実した公共サービスが提供できるよう、民間の資金やノウハウを活用できる方策を研究します。
  - (c) 事業評価制度<sup>\*2</sup>を継続し、各種事業を数値指標化による効果測定によって評価し、その結果の住民への周知を図ります。
  - (d) 地籍調査事業は、進捗率を上げて早期完成を目指します。

- ※1 指定管理者制度とは、これまで、公の施設の管理を自治体が外部に委ねる場合は、相手先が村の出資法人や公共的団体などに限られていたが、指定管理者制度の導入により、村議会の議決を経て指定された民間事業者を含む幅広い団体（指定管理者）に委ねることができる制度をいう。
- ※2 事業評価制度とは、村が実施している事務事業について、「住民のニーズを捉えたものになっているか」「目的達成のために役立っているか」「無駄なく行っているか」などを点検することにより、事務事業の問題点を発見し、今後どのように改善するかを明らかにする仕組みのことをいう。

## 2. 広報公聴

### 《現状と課題》

本村では、「広報はくば」「議会だより」の発行のほか、各種広報物の配布やホームページの構築により行政情報提供に取り組んできました。しかし、広報誌については地区役員を通じた配布形態に主眼をおいていることから、地区未加入世帯には情報が行き渡らない事態も生じてきています。

平成 22 年度からはテレビの地上デジタル放送へ移行に合わせ、新たにケーブルテレビ網の整備を進めています。今後は、これら様々な情報媒体を活用し、住民により身近で親しみのある情報提供を行っていかねばなりません。

現在、住民ニーズの把握や反映などのため、地区懇談会や各種団体との懇談会などを実施していますが、住民に対し村政への関心と参加意識を促すとともに、広く住民の声を的確に受け止める体制を充実させていく必要があります。また、情報通信技術の進展に対応し、インターネットなどを活用しながら、村政運営に民意を反映させていく体制づくりも引き続き進めていかねばなりません。

これまでのように様々な住民ニーズに行政が応える行政運営でなく、住民と行政が協働で村づくりを進め、お互いが情報を共有し、そして相互の理解を深めていく広報・公聴活動は今後も更に重要性を増していきます。

### 《施 策》

- ① 正しくわかりやすい広報誌づくりに努めるとともに、全戸・全世帯への情報伝達が図られるシステムを構築します。
- ② 情報通信技術（携帯メールシステム等）を活用した情報発信と情報の共有化が図れるシステムの構築を目指します。
- ③ 緊急時の情報伝達は広報無線放送を活用して行うこととし、情報が瞬時に受信できる個別受信機の更なる普及を進めます。
- ④ ケーブルテレビ白馬・行政ホームページの内容充実を図るとともに、より多くの住民が利用できるよう常にシステムの改善に努めます。
- ⑤ 行政懇談会を更に充実させ、住民の意見を聴く機会を創出します。

## 3. 財政計画

### 《現状と課題》

#### (1) 地方財政を取り巻く状況

我が国の経済は、サブプライムローン問題に端を発した平成20年度秋以降の世界的な金融危機と同時不況の影響を受け急激に悪化しました。最悪期は脱したとの見方はあるものの雇用情勢などは未だ深刻な状況が続いています。そうした状況の中で平成21(2009)年に行われた衆議院議員総選挙では、民主党を中心とした連立政権が誕生しました。新政権下では「コンクリートから人へ」「国民が主役の政治」を目指し、行政刷新会議の事業仕分けに代表されるように、国の事業総見直しも行われました。また、元気な日本を復活させるためには予算の構造改革が不可避であるとし、これまで固定化していた予算配分も省庁を超えて大胆に組み替えることとされています。本村財政が大きく依存する地方交付税の抜本的見直しや、用途を地方の裁量に委ねる一括交付金制度なども提言されておりますが、先行きは未だ不透明なままです。政権公約に具体的に示された事項の中でも「子ども手当」などは平成22年度から実施されていますが、平成23年度以降の交付や地方負担などに不透明な部分も多く、白馬村の予算編成にも相当の影響が予想されるため、今後も国の動向を注視していく必要があります。

#### (2) 白馬村の財政状況と課題

##### 【財政規模と公債費】

五輪会場地として大型プロジェクトが集中し、第3次総合計画後期計画時には112億円まで膨らんだ財政規模は、事業の終了と償還のピークを過ぎ、平成21年度は46億円にまで減少してきています。これは平成4年度とほぼ同規模となっており、臨時財政対策債を除いた実質的な村債残高も着実に減少してきています。ピーク時には年間15億円あった公債費も、平成22年度には8億円台にまで減少しました。一方で、一般会計の公債費負担に特別会計等の公債費を加味した実質公債費比率は3ヵ年平均で18%を上回っており、地方債の新規発行には国・県の許可が必要な団体となっています。こうした状況を踏まえ、本村では公債費負担適正化計画を策定し、事業厳選による新規発行債抑制や高利率地方債の借り換え、繰り上げ償還なども計画的に行い、徐々に公債費負担の低減の成果が上がってきています。本村の地方債を残高ベースで見ると、平成9年度の118億円をピークに減少し、平成16年度末には82億円、平成21年度末では62億円まで減少しています。今後も地方債残高は順調に減少していく見込みですが、一方で税収の落ち込みによる財政規模の縮小などもあり、公債費に対する負担感はなかなか減らないのが実情です。

##### 【財政の硬直化と一般財源の減少】

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（経常的な収入に対する経常経費の割合）は、

一般的には75%を超えると硬直化のはじまりと言われていています。本村は平成15年度まで75%前後で推移してきましたが、平成16年度決算において80.8%と一気に上昇し、平成21年度決算時点では81.1%となっています。公債費については順調に減少してきていることは前述のとおりですが、一般財源である地方交付税や村税の減少は経常収支比率が好転しない大きな要因となっています。普通交付税は、国の三位一体の改革により平成16年度以降大幅に見直されており、臨時財政対策債への振替額の増加や交付税措置される起債の減少などにより基準財政需要額は減少し、結果として普通交付税も年々減っています。また、自主財源の柱である村税も、平成9年度の23億円をピークに減少の一途をたどり、平成21年度決算では14億円余まで落ち込んできています。景気低迷、スキーをはじめとする観光人口の減少、土地評価の下落などの要素が重なり、未だに上昇カーブに転じる兆しは見えません。長年の課題である累積した滞納解消も様々な方策により努力していますが、なかなか効果は現れていません。

#### 【基金の状況】

財政調整基金と減債基金の平成21年度末残高は約8億3,000万円です。財政運営のための基金取り崩しは平成14年度から始めましたが、その時点での基金残高は約9億円でした。その後4年間で更に約3億9,000万円の基金を取り崩しましたが、平成18年度からは積立を行えるようになり、平成13年度末残高との差は6,800万円まで縮まってきています。基金は緊急的な財政需要に備えるための蓄えであり、基金に頼らない運営が求められるものの、学校施設や社会体育施設などの老朽化が進んでいる現状も踏まえ、計画的に基金を積み立てることが必要です。

#### 【今後の財政展望】

前期計画では平成17年度を基準として財政状況を予測しました。推計値と実績値を比較すると、税収は減少しているものの推計値よりは緩やかな減少となっています。地方交付税も推計値ほどの減少とはならず特別交付税を加えた総額では16億円規模で推移しています。今後、国、県等からの依存財源は大きく増加する見込みもないことから、村税等自主財源の安定確保に努めていく必要があります。

一般会計から特別会計への繰出金は、6会計に対し約5億6,000万円（平成21年度実績）を支出しています。特に、下水道事業会計における起債償還はまだピークの中にあることから、今後繰出金の増加は避けられないと予想されます。

財政指数など推移表

区 分 \ 年 度	平成 13		平成 14		平成 15		平成 16		平成 17	
		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %
決算規模 (千円)	6,824,733	2.9	6,241,127	▲ 8.6	5,912,803	▲ 5.3	5,471,637	▲ 7.5	5,106,373	▲ 9.3
実質収支 (千円)	28,375	0.1	66,990	136.1	61,244	▲ 8.6	57,711	▲ 5.8	62,147	▲ 9.5
経常収支比率 (%)	76.2	2.1	74.3	▲ 2.5	74.4	0.1	80.8	8.6	82.9	2.6
基準財政需要額 (千円)	3,651,680	0.4	3,511,752	▲ 3.8	3,276,123	▲ 6.7	3,094,517	▲ 5.5	3,058,978	▲ 1.1
基準財政収入額 (千円)	1,744,405	▲ 1.7	1,699,436	▲ 2.6	1,566,498	▲ 7.8	1,573,938	0.5	1,546,095	▲ 1.8
普通交付税額 (千円)	1,904,570	1.3	1,810,155	▲ 5.0	1,713,350	▲ 5.3	1,520,579	▲ 11.3	1,512,883	▲ 0.5
財政力指数	0.495	▲ 6.4	0.483	▲ 2.4	0.48	▲ 0.6	0.49	2.1	0.497	1.4
標準財政規模 (千円)	4,202,617	▲ 0.4	4,047,629	▲ 3.7	3,771,869	▲ 6.8	3,587,912	▲ 4.9	3,532,125	▲ 1.6
起債制限比率 (%)	12.6	—	12.5	▲ 0.8	12.5	—	12.7	1.6	13.6	7.1
公債費負担比率 (千円)	27.3	7.1	28.5	4.4	28.1	▲ 1.4	26.7	▲ 5.0	27	1.1
当年度借入額 (千円)	604,400	▲ 10.4	784,300	29.8	875,600	11.6	592,900	▲ 32.3	369,700	▲ 37.6
当年度元利償還金 (千円)	1,456,023	4.3	1,440,002	▲ 1.1	1,401,938	▲ 2.6	1,220,736	▲ 12.9	1,177,426	▲ 3.5
地方債現在高 (千円)	9,359,997	▲ 5.6	8,963,704	▲ 4.2	8,662,754	▲ 3.4	8,233,030	▲ 5.0	7,596,724	▲ 7.7
積立基金現在高 (千円)	1,191,504	1	1,136,780	▲ 4.6	1,064,122	▲ 6.4	871,995	▲ 18.1	724,365	▲ 16.9

区 分 \ 年 度	平成 18		平成 19		平成 20		平成 21	
		前年比 %		前年比 %		前年比 %		前年比 %
決算規模 (千円)	5,456,244	6.9	5,133,552	▲ 5.9	4,496,226	▲ 12.4	4,986,717	10.9
実質収支 (千円)	72,251	16.3	76,783	6.3	95,063	23.8	52,161	▲ 45.1
経常収支比率 (%)	82.2	▲ 0.8	85.2	3.6	84.9	▲ 0.4	81.1	▲ 4.5
基準財政需要額 (千円)	2,955,515	▲ 3.4	2,840,614	▲ 3.9	2,793,875	▲ 1.6	2,745,517	▲ 1.7
基準財政収入額 (千円)	1,422,575	▲ 8.0	1,405,565	▲ 1.2	1,389,756	▲ 1.1	1,335,913	▲ 3.9
普通交付税額 (千円)	1,536,022	1.5	1,435,049	▲ 6.6	1,402,894	▲ 2.2	1,410,774	0.6
財政力指数	0.498	0.2	0.494	▲ 0.8	0.491	▲ 0.6	0.493	0.4
標準財政規模 (千円)	3,377,933	▲ 4.4	3,249,474	▲ 3.8	3,202,352	▲ 1.5	3,375,256	5.4
起債制限比率 (%)	13.9	2.2	11.3	▲ 18.7	11.2	▲ 0.9	11	▲ 1.8
公債費負担比率 (千円)	25.6	▲ 5.2	22.8	▲ 10.9	21.6	▲ 5.3	19.5	▲ 9.7
当年度借入額 (千円)	763,300	106.5	307,800	▲ 59.7	306,259	▲ 0.5	354,735	15.8
当年度元利償還金 (千円)	1,030,845	▲ 12.4	902,931	▲ 12.4	840,918	▲ 6.9	807,833	▲ 3.9
地方債現在高 (千円)	7,476,283	▲ 1.6	7,018,776	▲ 6.1	6,608,269	▲ 5.8	6,267,182	▲ 5.2
積立基金現在高 (千円)	709,739	▲ 2.0	703,671	▲ 0.9	746,917	6.1	954,759	27.8

資料：総務課

財政状況試算表

(単位:百万円)

年 度	平成 22	23	24	25	26	27
歳 入 (A)	5,873	4,277	3,911	3,696	3,661	3,626
市 町 村 税	1,468	1,364	1,295	1,290	1,285	1,280
分担金等自主財源	530	326	326	326	326	326
地 方 交 付 税	1,651	1,481	1,400	1,370	1,340	1,310
国・県支出金	1,402	490	400	400	400	400
地 方 債	611	417	300	120	120	120
譲与税等依存財源	211	199	190	190	190	190
歳 出 (B)	5,818	4,227	3,861	3,646	3,611	3,576
義 務 費	1,776	1,731	1,673	1,595	1,540	1,485
人 件 費	700	699	684	669	654	639
扶 助 費	306	306	306	306	306	306
公 債 費	770	726	683	620	580	540
普通建設事業	1,220	120	120	120	120	120
そ の 他	2,822	2,376	2,068	1,931	1,951	1,971
差 引 (C) = A-B	55	50	50	50	50	50
実質公債費比率	20.1	18.4	17.0	15.1	13.0	13.0
公債費比率	15.8	15.0	14.1	12.7	11.9	11.3
起債制限比率	10.0	9.8	8.1	6.7	5.9	5.3

- ※「分担金等自主財源」: 分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入。  
 ※「譲与税等依存財源」: 地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金等、交通安全特別対策交付金。  
 ※地方債、公債費のうち借換債は含まない。

資料: 総務課

積立基金の状況(1)

(単位:百万円)

年 度	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
当年度基金積立額	60	16	43	231	25	25	25	25	25	25
当年度基金取崩額	75	22	1	0	0	1	1	1	0	0
☆ 年度末基金残高	709	704	747	978	1,003	1,027	1,051	1,075	1,100	1,125

資料: 総務課

積立基金の状況(2)

—上記のうち、財政調整基金+減債基金—

(単位:百万円)

年 度	平成 18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
当年度基金積立額	60	16	42	202	10	10	10	10	10	10
当年度基金取崩額										
☆ 年度末基金残高	574	590	633	835	845	855	865	875	885	895

資料: 総務課

## 《施 策》

- ① 財政基盤安定に向けた基本姿勢
  - (a) 「集中改革プラン」を継承して、堅実な財政運営を行います。
  - (b) 実施計画に基づく施策は厳選し、適正な予算規模を保ちます。
  - (c) 将来を見据え、適切な基金の確保に努めます。
- ② 自主財源の確保
  - (a) 歳入の約3分の1を占める村税は、村にとって大切な自主財源です。バブル崩壊以降、観光産業等の低迷により課税・徴収額ともに下降傾向にあります。課税については、調査等による課税客体の正確な把握、自主申告の啓発等により適正な課税をします。
  - (b) 徴収については期限内納付の周知を図り、納税者の自主納付を推進するとともに、早期完納にならない滞納については、差し押さえや公売などの処分を強化します。更に徴収困難な案件については、長野県地方税滞納整理機構へ徴収移管し、徴収の向上を図り財源の確保に努めます。
  - (c) 普通財産として所有する遊休地は、売却も視野に入れた有効な利活用方法を研究するとともに、行政財産としての目的を成していない村所有地は、普通財産への切り替えを検討します。

## 4. 市町村合併

### 《現状と課題》

本村では、平成16年（2004年）に隣接する小谷村との合併を断念し、自立の道を選択しました。その後国における特例制度等も終了したことから、現在では市町村合併に対する住民の関心も低調です。自立を選択した以上、今後も厳しい行財政運営が予想されることから、国の合併施策や道州制の議論にも更に注視していく必要があります。

### 《施 策》

- ① 市町村合併に関する国・県の今後の政策や地域の動向を見極め、十分な研究と検討を行います。





# 第 4 編

# 資 料 編

白総第309-1号

平成22年7月27日

白馬村計画審議会

会長 佐藤昭典様

白馬村長 太田紘熙

白馬村第4次総合計画後期計画案について（諮問）

平成23年度を初年度とし、平成27年度を目標年次とする白馬村第4次総合計画後期計画を策定したいので、白馬村計画審議会条例第2条の規定により、貴審議会の意見を求めます。

記

1. 諮問事項

第4次総合計画後期計画素案について

2. 答申期間

平成23年2月28日まで

平成 23 年 2 月 25 日

白馬村長 太 田 紘 熙 様

白馬村計画審議会  
会長 佐 藤 昭 典

白馬村第 4 次総合計画後期計画案について（答申）

平成 22 年 7 月 27 日付け白総第 3 0 9 - 1 号で諮問のあった、白馬村第 4 次総合計画後期計画について、全 6 回の審議会を通じ、慎重かつ活発な意見交換を経て策定された計画案を、適正かつ妥当なものと認め、ここに答申します。

本計画は、前期計画に掲げられた「白馬の里にひと集い くらし健やか むらごと自然公園」の基本理念を継承し、本村の貴重な自然環境を後世に守り伝えていくことを大きな柱として策定しました。また、近年低迷している観光産業の活性化や雇用の確保、少子高齢化社会への対応策など、様々な意見・提言も織り込んでありますので、本計画の実現に向け、行政と村民が一体となって邁進されることを希望します。

## 白馬村計画審議会委員名簿

	区 分	役 職 名	氏 名	備 考
1	議会議員	白馬村議会副議長	太 谷 正 治	
2	議会議員	白馬村議会総務社会委員長	松 沢 貞 一	
3	議会議員	白馬村議会産業経済委員長	柏 原 良 章	
4	教育委員	白馬村教育委員会委員	松 沢 万 恵	
5	農業委員	白馬村農業委員会会長	柏 原 穰	
6	公共的団体の役職員	白馬村民生児童委員協議会	柏 原 武 幸	
7	公共的団体の役職員	白馬商工会会長	西 沢 信 男	
8	公共的団体の役職員	白馬商工会女性部長	内 川 美 枝 子	
9	公共的団体の役職員	白馬村体育協会会長	原 田 忠 昭	
10	公共的団体の役職員	区長会会長	松 沢 勉	
11	公共的団体の役職員	白馬村消防団団長	太 田 誠	
12	学識経験者	まちづくり白馬友の会会長	松 澤 恵 也	
13	学識経験者	神城婦人会副会長	藤 木 恒 子	
14	学識経験者	北城婦人会会長	北 澤 多 美 子	
15	学識経験者	白馬村スキークラブ専務理事	横 川 和 彦	
16	学識経験者	白馬村老人クラブ連合会会長	佐 藤 昭 典	会長
17	学識経験者	男女共同参画推進員	真 島 宣 子	
18	学識経験者	大北農協白馬支所長	山 岸 速 人	
19	学識経験者	白馬村索道事業者協議会会長	倉 品 光 之	
20	学識経験者	白馬村観光局理事	風 間 雅 裕	
21	学識経験者	白馬村ボランティア連絡協議会副会長	太 田 洋 子	
22	学識経験者	農業法人代表	津 滝 俊 幸	
23	学識経験者	(社)大町青年会議所会員	橋 本 旅 人	
24	一般公募	公募委員	長 谷 川 恒 信	